

平成26年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月10日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	

○欠席議員 1人

18番 板橋甫君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	企画課長 関富夫君
財政課長 関利幸君	税務課長 鈴木克己君
市民課長 渡辺茂雄君	介護健康課長 大鐘裕之君
生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君	福祉課長 花ヶ崎善一君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 酒井清彦君	水道課長 岩瀬健一君
会計課長 岩瀬義博君	教育課長 軽込貫一君
社会教育課長 菅根光弘君	総務課総務係長 屋代浩君
総務課職員係長 君塚恒寿君	総務課秘書係長 軽込一浩君
総務課消防防災係長 神戸哲也君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 植村仁君

議事日程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成26年9月10日（水） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。本日は大きく5つのテーマで質問をさせていただきます。

まず初めに、集団的自衛権容認の閣議決定に対する態度についてであります。今日ただいまの瞬間も、戦争か平和かの重大な歴史的岐路に立っています。7月1日に安倍政権が強行した集団的自衛権行使容認の閣議決定は、憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないという従来の憲法解釈を180度転換し、日本を海外で戦争する国に変えるものです。安倍首相は、国会での我が党の追及に、アメリカが戦争に乗り出した際に、自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事支援を行うこと、さらに相手から攻撃された場合に、武器の使用はするとして、武力行使を行うことを認めました。アメリカの戦争のために、日本の若者の血を流す、これこそ安倍政権がやろうとしていることの正体であります。

閣議決定は、日本に対する武力攻撃がなくても、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、集団的自衛権の行使ができるとしています。この点について、安倍首相は、石油供給不足や日米関係に重大な影響がある場合でも、武力の行使があり得ると答弁し、時の政権の判断で海外での武力行使が無限定に広がることが明らかとなりました。

かつて日本軍国主義が、帝国の存立、自存自衛の名で戦略戦争を進めた過ちを再び繰り返すことは許されません。海外で戦争する国づくりの動きに対して、かつてなく広範な国民が不安と怒りを募らせ、何かしなければと感じ、行動に立ち上がっています。戦いはこれからです。日本共産党は、憲法違反の閣議決定の撤回、海外で戦争する国を目指す立法作業の中止を強く求めます。海外で戦争する国づくりを許すな、解釈で憲法を壊すな、この1点での国民的共同を広げ、安倍政権による軍国主義復活の野望を阻止するとともに、安倍政権を打倒するために

力を合わせることを心から呼びかけます。

そこで、まず第1点に、勝浦市民の暮らしを支える大前提である平和を脅かす集団的自衛権容認の閣議決定に対する市長の見解を伺います。

2つ目のテーマは、医療・介護総合法の勝浦での運用についてであります。さきの通常国会で強行された医療・介護総合法は、社会保障制度改革プログラム法に規定された医療・介護分野の再編を中心に、合計19本もの法律を一挙に改正したものです。

主な内容は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外す、利用者2割負担の導入、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定、低収入の介護施設入所者に対する補足給付の見直し、病床の再編・削減を都道府県主導で推進、看護師に医療行為を委ねる研修制度の創設などを定めています。

介護の分野では、要支援者への訪問・通所介護を市町村の地域支援事業に丸投げします。運営、人員、単価などについて、国として一律の基準は定めず、費用を削減するため、ボランティアなど無資格者によるサービス提供も可能とします。要支援者から必要な専門的支援を取り上げ、心身の状態悪化を招き、家族の負担増を強いるとともに、介護事業所の経営悪化、介護労働者の人件費引き下げにもつながります。

介護保険利用料2割負担の導入について、政府は年金収入が年間280万円以上あれば、手元に60万円は残るので、2割負担は可能だとしてきました。しかし、質疑の中で、これが偽りであることが明らかになりました。高齢者はすべての年収層で、年金収入だけでは足りず、預金を取り崩して生活しており、2割負担の導入は、介護サービスの利用抑制をより一層進めるものです。

さらに、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定することは、介護難民化、老人漂流社会が一層深刻なものとならざるを得ません。多数の方々の入所の権利を奪いながら、それにかわる施設計画は示されていません。

医療の分野では、強権的な医療計画の押しつけで、国民の医療を受ける権利が侵害されようとしています。都道府県主導で病床の再編・削減を推進する仕組みがつくられ、従わない場合、医療機関名の公表、各種補助金や融資対象からの除外など、制裁措置を行うとしています。

国民皆保険制度を支えてきたのは、自由開業医制度とフリーアクセスの原則のもとでの、質の高い開業医と民間病院、公的病院の献身的な努力と自発的な連携です。強権的なベッド数規制、すなわち削減は、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものであります。

そこで、1点目には、医療・介護総合法の勝浦での運用に当たり、どのようなスケジュールで、何が、どのように実施されるのか、伺います。

2点目に、これらの事業を支える財源と、利用者負担はどうなるのか伺います。

3点目に、介護保険利用料2割負担と特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定することによる、勝浦での影響はどれほどのものか、伺います。

3つ目のテーマとして、増える空き家への対策について伺います。全国的に空き家が増え、平均で13.5%を占めるまでになって、放置防止や活用のための自治体の対策が本格化しつつあることが報じられております。

そこで、1点目に、増える空き家の現状と今後の見通し及び対策について、市の見解を伺います。

2つ目には、特に隣家や周辺に防犯・防災上の危険を伴う事例がどれほどあり、その対策と結果、今後の課題をどう考えているか、伺います。

3つ目には、勝浦115番地の廃屋を塀で囲い込んだ処置について、そこに至るまでの経過と判断について伺います。

4つ目のテーマといたしまして、広域ごみ処理施設建設事業について伺います。建設コストの高騰により、各地で公共事業の入札不調が発生しています。東京オリンピックの開催が近づくにつれ、ますます広域ごみ処理施設建設事業についても、総事業費の上昇が懸念されます。

そこで、1点目として、広域ごみ処理施設建設事業の進捗状況と、現在焦眉の課題は何かを伺います。

2つ目に、勝浦市の焼却炉の現状と今後10年ないし15年延命させる可能性と、それに要する費用について伺います。

3つ目に、現行計画どおりの遂行か、計画の大幅な先送りか、勝浦市のとる態度とその理由を伺います。

5つ目のテーマといたしまして、党が行ったアンケートの集計結果について伺います。日本共産党勝浦支部は、全世帯を対象に、市政アンケートを配布し、寄せられた回答を集計いたしました。以前に比べて暮らし向きがよくなったとの回答は1件もなく、今までと変わらないというのは34%でした。3人に2人は、暮らし向きが悪くなった、またはやや悪くなったとの回答であります。

市政への要望のランキングは、1位が、水道料金の値下げで53%を占めます。2位は、ごみ袋代の値下げ36%、3位が、国保税の引き下げ35%、4位が、介護保険料利用料の軽減30%、5位が、高齢者の医療費の負担軽減25%でした。1位から5位までが、全て負担の軽減を求める要望でした。これに続く6位は、特別養護老人ホームの建設24%、7位は、商店街の活性化17%、8位は、生活道路の整備15%、9位は、ひとり暮らし家庭への支援14%、10位は、イノシシなど有害鳥獣対策強化13%でありました。

そこで、1点目に、収入が伸びない一方で、消費税の増税や物価の値上がり加わり、市民の負担を軽減してほしいとの願いが、一段と大きくなっていることがうかがわれます。そして、2人に1人以上が、水道料金の負担を引き下げてほしいと願っています。来年度の予算編成に向けて、負担軽減を求める市民の願いに応え、特に水道料金の値下げを行うべきだと考えますが、市の見解を伺います。

2点目として、県内水道用水供給事業の統合プランの概要と、市の対応について伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、集団的自衛権容認の閣議決定に対する見解についてであります。いわゆる集団的自衛権を巡りましては、これまで与党協議であるとか、委員会審議などでの議論を経て、賛否両論ある中で、去る7月1日に閣議決定がなされたところでございます。

また、先般の改造内閣では、防衛大臣に安全保障法制担当大臣を兼務させ、これから関連法

案の作成、国会への提出、審議という手続を経るとのことですので、これら一連の国会での審議を今後も見守ってまいりたいと考えております。

次に、医療・介護総合法の本市での運用について申し上げます。

1点目の医療・介護総合法の本市での運用に当たり、どのようなスケジュールで、何が、どのように実施されるのかについてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年6月25日「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が公布されまして、これに伴い介護保険法の一部が改正されたところであります。

介護保険制度の主な改正内容について申し上げますと、全国一律の予防給付である訪問介護及び通所介護を市町村が取り組む総合事業に移行して多様化を図ろうというものでございまして、これにより既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、ボランティア等による多様なサービスの提供が可能となるもので、実施時期は平成27年度から段階的に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施することとなります。

特別養護老人ホームの重点化に関する事項として、原則的に特別養護老人ホームへの新規入所者を、要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な、中度及び重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化しようとするものであります。

なお、要介護1及び2の軽度の方についても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、市町村の関与のもと、特例的に入所を認めることとし、平成27年4月1日から施行されます。

次に、一定所得以上の利用者負担の見直しに関する事項として、これまで一律1割の利用者負担について、合計所得が160万円以上の方の自己負担割合を2割とし、平成27年8月1日から施行されます。

また、そのほかにも、地域包括ケアシステムの構築として、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、低所得者の保険料の軽減割合の拡大、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に、資産状況などを加えるという改正内容となっております。

2点目のこれらの事業を支える財源と利用者負担についてであります。新たな総合事業の財源につきましては、国からの通知によりますと、国がその費用の100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てることとされております。

また、利用者負担につきましては、総合事業移行後のサービスは多様化したものになることから、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの利用者負担については、市が、サービス内容や時間、基準等を踏まえつつ定めることとされておりますので、今後、国の示すサービス単価等を参考に検討してまいりたいと考えております。

3点目の介護保険利用料2割負担と特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定することによる本市での影響についてであります。介護保険料2割負担については、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方が対象とされており、合計所得金額160万円以上の対象者について、参考までに平成25年所得を基準に算定いたしますと、介護保険の要介護認定者1,313名のうち52名の方が対象となります。

また、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定した場合の影響についてであります。

が、特養に関する改正の施行期日が平成27年4月1日であり、現在の入所者には影響は及びませんが、特養の待機者242名のうち、要介護1及び2の方は70名おりますので、これらの方に影響があると考えております。

参考までに現在、特養に入所されている要介護1及び要介護2の方は15名となっております。次に、空き家対策について申し上げます。

1点目の増える空き家の現状と今後の見通し及び対策についてであります。空き家については、個別の通報などによる空き家はわかりますが、市内全体的な空き家の状況把握はしておりません。

ただ、本市においても少子高齢化や核家族化が進んでおり、特にこれから団塊世代の高齢化等により、空き家は増加していくものと推測されます。

その対策であります。管理されていない空き家につきましては、「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、その所有者に対し、文書で適正管理をお願いしておりますので、今後も引き続き適正管理について、周知してまいりたいと考えております。

2点目の、特に隣家や周辺に防犯、防災上の危険を伴う事例がどれほどあり、その対応と結果及び今後の課題についてであります。近隣住民等からの連絡に基づき、空き家として把握している軒数は44軒であり、そのうち、隣家への倒壊等の危険家屋につきましては、3軒となっております。

また、その対策と結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、所有者に対して、空き家等の適正管理に努めるよう、現況写真等を同封し、通知しているところでありますが、既に所有者が死亡し、相続人が確定していない場合などは、早急な対応が困難なケースもあり、今後、これら相続権者の当該物件に対する認識についてが課題となっております。

空き家問題の難しさは、空き家とはいえ、その所有者の所有権が存在し、むやみに行政が代執行できないこと、とは言いながら、一方、その空き家から倒壊など、切迫した他人の迷惑をどのように調整するのが難しいところです。

3点目の勝浦115番地の廃屋を塀で囲い込むまでの経緯と判断についてであります。まず経緯であります。平成21年10月に近隣住民より、当該空き家が倒壊のおそれがある旨の連絡が市にあり、所有者を確認したところ、既に相続が発生しており、当時、相続人全員の確定ができない状況でありました。

しかしながら、市として公共の危険防止対策を施す必要があると判断し、判明している相続人に同意を得た上で取り壊しを実施することについて、弁護士に相談したところ、後になって権利者が新たに判明した場合、訴訟問題になる可能性もあるとの回答でありました。

これらをもとに庁内で検討した結果、応急処置として当該建物の周りを柵で覆う方法で災害防止することで、平成22年8月末に工事を完了し、現在の状況となっているところであります。

次に、広域ごみ処理施設建設事業について申し上げます。

1点目の広域ごみ処理施設建設事業の進捗状況と現在焦眉の課題についてであります。まず進捗状況につきましては、本年7月中に生活環境影響調査の公告縦覧が終了し、現在、地元からの要望事項について、地元と協議を継続中であること、また、課題といたしましては、こ

の地元対策に加え、建設コストの高騰及び今後、当夷隅地域の人口が大幅に減少することが予想されることに伴う施設規模について再度検討しているところであります。

2点目の本市の焼却炉の現状と今後、引き続き使用する場合の修繕費用についてであります。焼却炉の現状につきましては、毎年必要な修繕を行いながらも、順調に稼働しているところであります。

なお、広域ごみ処理施設の工事着手が多少遅れてはいるものの、現在も夷隅郡市広域ごみ処理施設建設計画は進められておりますことから、現時点では既存の焼却炉を10年ないし15年延命するという想定はしておりません。

3点目の現在の計画に対する本市としてのとる態度であります。広域ごみ処理施設建設計画につきましては、2市2町が足並みを揃えて進めていかななくてはならないものと考えております。

本市といたしましては、今後、若干、計画の変更を伴うことが予想されますが、引き続き、粘り強く広域ごみ処理施設の早期完成に向け、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

次に、日本共産党勝浦支部が行った市政への要望アンケートにおける水道料金の値下げについてであります。現在、水道事業における課題は、未普及地域の解消を第一に取り組むべきと考えております。

水道料金の値下げについて、議員が従来からご質問されていますが、水道料金の高料金対策としましては、ご存じのとおり、一般会計から水道企業会計へ高料金対策操出金を行った場合、いわゆる県の高料金対策補助金を活用する制度があります。

しかし、一般会計の財政状況は、勝浦市総合計画第2次実施計画の事業遂行のために必要な一般財源である市税や地方交付税の伸びが見込めないことや、次のご質問であります県内水道用水供給事業の統合が今後進められ、現在の県の高料金対策補助金が統合の財源に充てられなくなるとともに、水道料金が将来、値下げできることが見込まれること等から、来年度の予算編成において、水道企業会計への操出金は、現在、考えておりません。

2点目の、県内水道用水供給事業の統合プランの概要と市の対応についてであります。ただいま申し上げましたように、県では、現在、県内水道の統合・広域化を考えており、リーディングケースといたしまして、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の用水供給事業体と県営水道の統合を進めております。

今後のスケジュールにつきましては、第1ステップの経営統合を進め、その後、第2ステップの事業統合を目指すものであります。

県では、統合・広域化に要する財源として、県の高料金対策補助金の財源をこれに充て、その活用を考えており、統合実現の暁には、県の高料金対策補助金は廃止される予定であります。

統合の目的は、企業団の用水供給料金が県営水道などと比べ、高くなっているものを下げ、平準化するものであり、本市にとっては、受水費が引き下がり、水道料金の値下げにつながるものであると考えます。

そのようなことから、市では、「県内水道の統合・広域化」案に対し、平成25年11月27日付で、賛成と回答したところであります。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 1点目の集団的自衛権容認の閣議決定に対する態度について伺います。国会の審議を見守るというご答弁ですが、憲法遵守は公務員の義務でありますので、市長の公務員であるということを含め、憲法に対しては、それを守るという態度、責務があると思うのです。それと、新潟県加茂市の小池市長であります、この方は防衛官僚という経歴のある方ではありますが、市長の立場で、集団的自衛権容認の閣議決定に対して、明確な批判をされております。そして、この7月1日、閣議決定がなされた日というのは、自衛隊が創設されてちょうど60年目に当たる日であります。加茂市の小池市長は、自衛隊を本当に愛するという、そういう気持ちからも集団的自衛権容認は断じて許されないということを言われております。結局、海外の戦場に、自衛隊員が送られ、そして、殺し殺されるという、そういう事態を招くことになりかねないということでもあります。60年間、自衛隊が存続しながら、殺し殺されるという事態が、1人たりともなかった。この集団的自衛権容認によって、道が開かれ、そういう事態が生れるということにつながるものでありまして、猿田市長は、自衛隊に対しても非常に応援されるというか、サポートされるお立場を、行動をとっておられますけれども、今後の、それこそ殺し殺されるような事態を招く集団的自衛権ということに対して、憲法の条文が一言たりとも変えられたわけではないのですが、その解釈を検討することによって、憲法9条を否定する、破壊する、そういった事態、それを黙認することにつながる態度ではないかと思うんです。自衛隊に対する態度を含めて、改めて明確な態度表明をなさるおつもりはないのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまいろいろお話ございましたけれども、我々公務員は、憲法を遵守しなければならない。これは当然で、我々は常日ごろ当然憲法に違憲するようなことはしてはならないというふうに理解しております。ただ、今回の集団的自衛権の問題につきましては、今の憲法下において閣議決定でできるだろうというような判断で閣議決定されたというふうに私は思っております。したがって、具体的に今自衛隊の問題とかいろいろなことを言われましたけれども、これにつきましては今後、安全保障法制、これから法律をつくり、国会で十分議論されるというふうなことでございますので、その審議を見守っていきたいと考えております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 一言だけお尋ねしますけれども、自衛隊員が今後、法整備されて、自衛隊法等々が改正されるということによって海外に出ていく、戦闘地域に自衛隊員が送り込まれ、武器の使用を通じて、反撃のための武器の使用が許されて、武力行使が行われる。そして、殺し殺されるという事態が発生していくということが予見されるわけですが、そのこと自体については、是認されるんでしょうか、どうなんですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 自衛隊が海外に出て、いわゆる殺し殺されるというようなことというのは、私はこの前いろいろなマスコミ等の報道では、たしか安倍総理は、そのようなことはないというようなことを言っていたように記憶してございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） この問題はこれで打ち切りますけれども、市長の態度が依然として明確に態

度を表明されず、また自衛隊に対しても、戦闘地域に行ってはならない、武力行使をしてはならないと、今までのこの2つの重大な歯どめが、首相は、我が党の志位委員長の質問に対して、この歯どめを残すとは言わなかったんです。この歯どめを取り払われるということが今回の集団的自衛権容認の布石になりますので、重大な自衛隊員の今後の運命にかかわることが、今後の関連法制の改正を通じてなされようとしているということでもあります。市長の態度が明確なものを表明しないということがわかりましたので、次に移ります。

医療・介護総合法の勝浦での運用についてでありますけれども、特に通所介護・訪問介護の現時点での要支援1、2の方々の利用状況、どの程度の利用が総数であって、1人について1カ月とか1週間とか、ある期間でどの程度、何回ほど利用されているというような利用状況を教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。介護予防の訪問介護、通所介護、これを利用されている方の利用状況ということでございますが、平成26年8月の利用状況で申し上げますと、介護予防の訪問介護サービスにつきましては51名、通所介護、これはデイサービスでございますが、利用されている方が37名となっております。その状況につきましては、複数にサービスを利用されている方はおりますが、訪問介護につきましては、1番が掃除、これが41件、利用の頻度につきましては、週1回の利用が22名、2回の利用で17名、3回利用が2名となっております。

次に、買い物の補助、これにつきましては14件ございます。週1回利用が6名、週2回で7名、週3回利用が4名となっております。

次に、調理の補助、これが9件ございます。週1回が1名、週2回が4名、週3回で4名となっております。

次に、ごみ捨てが3件、これについては週1回で1名、週2回利用が1名でございます。

次に、洗濯については3件、週1回で1名、週2回で1名でございます。

また、入浴の介助、また見守りということでございますが、これにつきましては3件ございまして、週3回の利用が2名ございます。

そのほかに、薬を取りに行くが4件、その他に、片づけ、話し相手、布団干し、そういうものがございます。

次に、介護予防の通所介護、これにつきましては、全てデイサービスの利用ということになりますが、37名の方が利用されております。利用状況につきましては、週1回で13名、週2回が23名、週3回1名、こういう状況になっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） この利用が平成27年4月から、今回示された地域支援事業に切りかえるということではなしに、平成29年度末まで猶予期間がありますが、いつまでに今までどおりのサービスが利用できるのか、平成29年度末まで利用できるという勝浦での運用を考えておられるのかどうかをお答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。総合事業の中での移行のスケジュールでございますが、総合事業につきましては、平成29年4月までに段階的に移行するということで、早期

からの取り組みも可能でございますが、一方でサービスの充実につきましては、一定の時間がかかること、円滑な遂行には準備期間が必要ということがございますので、これらを踏まえまして、実施時期につきましては、市町村で定める場合は、平成29年4月まで施行を猶予するというような改正介護保険法の附則でうたわれておりますが、市としましては受け皿づくりの整備が必要になりますので、そういうものをガイドラインを踏まえまして、地域の在宅サービス、どのようになっているか、また、県内であるとか、近隣の市町、そういう状況等を勘案しまして、また介護保険運営協議会の意見を踏まえまして、実施時期につきまして検討していきたいと考えますが、現時点で平成27年4月からの実施については難しいものと考えております。今後検討したいと考えております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 来年の4月からなんですが、従来どおりのデイサービスとホームヘルパーの利用ができるとして、その際の介護保険からの保険給付によってそれが費用負担されるのか、別の財源で負担されるのか、来年4月以降の負担について確認させてください。どのように変わるか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。ガイドラインの中では、総合事業に移行するまでは現在の給付が続くという形になっておりますので、移行するまでは現在の保険給付を継続すると思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 地域支援事業に移行するまでは現在の介護給付が、引き続き要支援の方々に支給されるという、そういうご答弁でありました。平成29年度末を限度として、地域支援事業へ切りかえていく、そういったかわりの施策や改正を検討されて、順次そういった受け皿をつくっていくということなんですが、ちなみに、デイサービスにつきましては、入浴の施設でありますとか、食事を提供できるとか、さまざまなメニューを提供するということでありまして、現在、それを提供している介護事業所以外のところで受け皿が見つかるという保証はほとんどないのではないかとというのが私の印象なんですけれども、その受け皿が、仮に現在の介護事業所で引き続き地域支援事業の通所介護に準ずるものを提供していただくとすれば、今までどおりの内容であれば、単価やサービスの内容は全く変更なく、負担するサイドが介護保険から市町村に変わったりいろいろするということだと思えますけれども、実際では単価を下げるとなれば、提供するメニューの質を変更して、もうちょっと安くしてもらって、新しい地域支援事業を提供する、そういうふうになるのではないかと思います。デイサービスに限って、今までの介護事業所以外で受け皿を見つけ出す可能性があるのかどうか、今までの介護事業所が、新しい市町村が提供するサービスを単価を下げてやってもらうということになっていくのかどうか。その際、単価を下げるためには何を削るのか、そういうお考え、見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。デイサービスにつきましては、今回の改正の中でも、既存の介護事業所の活用も含め、その利用に基づいて検討するという形になっておりますので、たしかに通所介護のデイサービスにつきましては、お風呂であると、それを利用され

る方が非常に多い。それにかわる施設はなかなか難しいものと思います。ですから、そういうものについては既存の事業所を活用するということで、ただ、サービスの内容の中でも、今までデイサービスにありました、サロン形式の集会についてもガイドラインの中に規定されておりますので、そういうものについてはボランティアを活用した制度も可能だというように感じておりますが、これにつきましては今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） いろいろなサービス、今提供されているサービスを介護の専門職の方からボランティアに移行できるものは移行しようというお考えであることがわかりましたが、訪問介護につきましても、現在ヘルパーの資格を持たれた方が、先ほどご紹介いただいたようないろんなサービスを提供するために、週1回とか2回、3回と訪問されていると思うのですが、それらを、専門家でないボランティア、無資格者、NPOとかボランティアとかというのに切りかえていくとなると、一番懸念されているのは、要支援という、いわゆる軽度な状況にある方々がどんどん進行していくというのをいかに防ぐかということで、予防給付というのが介護保険の中で設けられているわけですが、その目的が達せられずにどんどん重症化していくということが起こりかねない。その結果、介護費用がむしろ膨らんでしまうというか、膨れ上がってしまうという懸念があると思うのですが、その訪問介護については、通所介護についてもそうなんですが、専門的な介護が必要だという、これは実際の判断によって引き続き訪問通所型の支援を提供するというのがうたわれていると思うのですが、これは平成29年度以降もそういうことができるという趣旨だと思うのですが、その辺、ボランティアとかNPOとかというのに依存していくということではない、専門的な介護が必要だということを勝浦市は認定して、それを引き続き提供させるという、その保証というのはどういう形で、誰がどう判断してそういうことができるようになるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。今申しました訪問介護51件でございますが、その全ての方が同じ状況ではございません。中には専門的な介護を必要とされる方もいらっしゃると思います。そういう方につきましては、一人一人の状況を見ながら、そういう既存の介護事業所の活用、そういうものの可能性につきましても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 引き続きそういう専門的な介護が必要な方については継続すると、これは通所であれ、訪問であれ続けるということでありましたけれども、それがどの程度、どういうケースでやられるのかというのは、今明確なご答弁ができないのかもしれませんが、そういう道が今回残されたというか、全部なくしてしまうということではないというのが、今回のいろんな法律をつくる際の国会審議を通じてつくられた到達点ですので、そこは厳密に運用していくということが今後必要だと思うのです。そういう点では、今後、具体化に当たっては、どういうふうになっていくのかを見守るというか、監視していきたいと思っております。

利用申請に関して、利用者が新しく、介護サービスというか、地域支援事業のサービスを受けたいという申請者があらわれた場合に、基本チェックリストというのに基づいて、サービスを提供することが必要か否かの要否を判定されると思うのですが、一方で、要支援1、2に該当するのが要介護なのかという要介護認定というのがありますが、基本チェックリストい

うのは、そういうことはやらずに、地域支援事業を受けていただく対象かどうかというのを判定するものだと思うのです。この基本チェックリスト、要介護認定、その2つをある方が利用を申請してきた場合に、このどちらも提供しながら、その方へのサービスを決めていくのかどうかを確認したいんですが、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） 基本チェックリストの活用について申し上げます。この基本チェックリストにつきましては、この前おっしゃいましたけど、介護認定を受けなくても、チェックリストだけで必要な総合事業を受けられる。迅速に移れるということもございます。ただ、事務の流れといたしましては、相談窓口、まず対面でご本人の相談を受けますので、その際に事業の目的、内容、またどういうメニューがあるか、そういう手続等に十分な説明を行います。また、必要であれば、その方の状態を見まして、要介護認定の申請が必要であるというような、可能ですよという説明もいたします。また、総合事業に該当する場合であれば、これは申請者の意向を十分に確認しまして、デイサービス、本当に必要なのか、希望しているのか、そういうものを確認して、意向を十分尊重するという形でチェックリストの運用を考えております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） とにかく基本チェックリストだけで、要介護認定の道を閉ざしてしまって、要支援者というのは、今認定される方だけが要支援という言葉が、その方が亡くなるまで残るけれども、そうやって今認定を受けている方は、要支援の方がだんだんお亡くなりになったりしてしまうと、新しく要支援と認定そのものがこの世からなくなってしまうという懸念があるわけなんです。要支援というものは、今後必要ないというような制度が今回の地域支援事業への移行という中に含まれていると思うのです。そういう点では、そういう要介護認定は受けることができますよという情報はきちっと全ての方に提供しながら、いわゆる基本チェックリストの活用と、同時に要介護認定というのはどなたも受けることが可能ですということを、情報提供すれば、相手に選択をしていただいて、その道を決して閉ざさないという必要があると思うのです。

時間も限られてきていますので、費用について、財源についてお尋ねしたいんですが、費用の効率化ということで、今後、総費用を押さえ込もうとする、そういうことも強調されているのが今回の法改正だったわけですが、先ほど財源については国、県、そして医療保険者というふうにおっしゃられました。医療保険者とは何なのかということと、その費用の効率化というのを、今後どのような形で勝浦市に提示されてくるのか、その辺をご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。ただいまの財源内訳の関係でございますが、6月25日付で厚生労働省のほうから、総合事業についての財源について通知があったところで

ざいますが、介護保険につきましては、公費50%、保険料50%となっております。この中で国25%、県・市12.5%ということになりますが、そのほかに、保険料につきましては、1号被保険者、65歳以上の方ですが、この保険料、介護保険料として徴収されますが、これが21%、そのほかに2号被保険者、40歳以上65歳未満の方の介護保険料でございますが、国民健康保険または職場の医療保険に加入されている方につきましては、職場の方につきましては、給与、介護保険料として徴収されております。この第2号の保険料につきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうから地域支援事業の支援交付金といたしまして、29%が交付されるものであります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 答弁漏れがあります。事業の効率化についての答弁をお願いしたい。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護保険課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） 失礼いたしました。事業の効率化につきましては、財源もございしますが、それぞれ実施する事業の内容を精査いたしまして、一応それぞれの負担金、そういうものを検討いたしまして、効率化については考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 費用の効率化というのは、自然増が5、6%見込まれるにもかかわらず、それを半分に押さえ込むというのが国の方針として出されておまして、今後どのような形で締めつけが勝浦市にも行われてくるのか、まだ不透明なところがあるのかもしれませんが、自然増を半減させるような、そういう圧力に対して抵抗していく必要があると思うのです。それと、利用者負担は、要介護者の負担割合を下回らないと、わざわざ国が指定しておまして、結局、1割以上の負担を利用者から取れということであって、1割を超える追加の徴収さえしてもいいというようなことでありますけれども、くれぐれもこういった負担を利用者にしわ寄せするということがあってはならないと思います。

それから、特別養護老人ホームの入所者が現在15名いらっしゃって、既に242名の待機者のうち70名が支援1、2に該当される方だということですが、全体的な国の状況によりまして、家庭で介護できないという条件で入所されている方が圧倒的で、さらに認知症の程度が非常に重くて、入所せざるを得ないという方々もそれに続いて多いということですから、今後、やむを得ない事情がある場合に、市が関与してそれを認めるということですが、どのように関与して、そういった方々を認めて、要支援1、2であっても、入所の道を開くというのは、今後どのようにその条件を確保していくとか、持つのかというのは非常に重大なところだと思いますので、これについても今後注視していきたいと思います。

時間が限られておりますので、次の、増える空き家への対策について伺いますが、危険と認定された事例が3軒あると言われましたけれども、その事例は、どういう解決策が求められるのか。取り壊してもらわないといけない事例が、3軒とも取り壊すべき事例なのか、そして、その事例は所有されている方との連絡はとれたのか、とれてないのか、どういう内容がその方に伝わっているのか。伝わる内容として指導とか勧告とか命令とか、そういった内容が含まれているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。3軒の所有者との連絡がとれているとかとれて

いないとかの関係でございますが、3軒とも所有者については全てではない。相続が発生している部分もありますけれども、わかる範囲ではとれております。

その処理の仕方ですが、先ほど市長答弁にありましたように、現場を確認いたしまして、現況写真を撮り、それで適正な管理をするようにということで通知はしております。しかしながら、現時点ではその3軒については、指導、勧告、命令まではしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） その3軒はどんな解決が必要なのかというのをお尋ねしていますが、その答弁が漏れています。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） 先ほどの答弁漏れ、申しわけございませんでした。この解決策につきましては、先ほど市長答弁にございましたように、本市においての空き家、空き地の適正管理につきましては、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例で対応しております。この条例では、第17条で空き家、空き地の管理者の責務、また第18条、第20条で適正管理の指導、勧告、命令が可能という規定になっておりますので、また、これに加えて第22条では勧告または措置命令をした雑草地等について、市長が切迫して市民生活に著しい障害を与えるおそれがあると認めたときは、その障害を排除するために必要な限度において、その倒壊のおそれのあるものも最低限の措置を講ずることができるとされておりますので、今後そちらのほうの現況を把握しまして、この条例に基づいた処置をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 私は、その3軒とも取り壊して撤去するという必要があるかどうかをお尋ねしているんですけれども、その点、簡潔にお答えいただけませんか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、倒壊のおそれのある危険として3軒把握しておりますことから、最終的には、危険回避するためには、取り壊しを所有者の方にしていただく、適正管理をしていただくということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 県とも連携をして、建築基準法を活用して、こういう事例に対処するという、そういう方法はないんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。県のほうとなりますと、建築基準法上での危険家屋の除去ということであると思いますが、建築基準法上では、特定行政庁が保安上危険な建築物等の所有者、管理者、占有者に対して、除去等の保安上、衛生上必要な措置をとることを命ずることができるとされておりますので、これにつきましては、夷隅土木にも照会いたしました。今までもこういう例というのはかなり手続をとる必要もありますので、例も少ないということではありますが、これについて市としてこれをできるということは不可能と考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 条例に基づいてやっておられるということで、勝浦115番地の廃屋の塀で囲

んだ処置は、この条例とも違った処置だったと思いますけども、条例においては、草が生い茂っている場合、草刈りを代執行して、そのかかった費用を持ち主に請求するということが規定されておりますけども、廃屋の場合は、そういうことが今の条例ではできないように思われますけど、それを確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。先ほど答弁いたしました、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の第22条におきましては、勧告または措置命令をした雑草地等について、市長が切迫して市民生活に著しく障害を与えると認めたときは、その障害を排除するために必要な限度において雑草の除去その他の措置を講ずるというふうに、できることにされております。建物につきまして、その他の措置を当てはめたとしても、倒壊防止の公共的な危険が生じるということであれば、倒壊防止等の措置または補強ぐらいで、取り壊しまではできないというふうに解釈しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 時間も限られておりますので、この件につきましては、1つは、各事例ごとにきちっと相手との連絡をとると。そのためにあらゆる手だてを講じる必要があると思うのです。一般的な普通郵便で通知をするということだけでは済まないと思いますけれども、そういった対応の強化、それが必要だと思いますし、また、建築基準法を活用するということも、県とも連携をしてやる必要がある、その道を探る必要があるのではないかと思います。そして、今の条例ではできることが限られているとすれば、条例の補強といいますか、改正も含めて、条例をもっと指導、勧告、命令などができるような、そういったことも織り込む必要があるのかどうかも検討する必要があるのではないかと思いますのですが、そういった3点につきまして、今後の対策として検討していくべきだと思うのですが、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。現在までは通知を幾度かいたしまして、改善されなくても、もう一度という形をとっておりました。今、その通知方法といたしましては、今までは普通郵便でありましたけども、簡易書留にて送付しているところでございます。

それから、県との連携ということでございますが、今後これらも県のほうと協議検討したいとは思いますが、最後の質問にございました、条例の整備という点につきましては、国においても、今後、全国的に増加している空き家対策にかかわる法整備を進めていくという情報もございます。それらを含めまして、空き家等の対策にかかわる本市の条例の整備等について今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 次の4点目の広域ごみ処理施設の建設事業について、お尋ねをしたいと思います。進捗状況につきましては、広域に出ておられる議員以外は、私も含めてほかの議員は、この間、進捗状況を丁寧に説明を受けた機会が全くございません。多くの市民も、今どういふ進捗状況にあるのかは知らないものと思うわけですが、環境アセスメントが一定の結果が出て、関連する地域での説明会等は行われておりますけれども、特に本体工事の実施設計、そして入札、建設工事着工に至る、そういった計画が、現時点で遅れが出ているのか、どういふ進捗状況にあるのか、敷地造成につきましても、また水道工事等の事前のインフラ工事につ

きまして、進捗状況はどうかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤清掃センター所長。

○清掃センター所長（齋藤恒夫君） お答えいたします。本市におきましては、本年1月末に議員皆様に夷隅郡市広域処理施設整備事業について、一部経緯等について説明させていただいているところでございますけれども、その後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、2月に地元の説明会を4回開催し、地元の現時点で先ほど市長答弁のように要望等、また課題等を検討しているところでございます。

この地元要望等の処理に早急に対応して、その処理が済み次第、今後業者選定、また造成工事、本体工事というふうに進んでいくと思われまますけれども、稼働が当初は29年度中の稼働という形でありましたけれども、これが30年度に入り込むのではないかという今の見込みでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 多少のおくれが出ているということではありますが、今、検討課題が、地元の要望に対する対応とか、建設コストが非常に高騰していることであるとか、人口減少に伴う今後の施設の規模が、当初の72トンの処理能力のままでいいのかどうかというような検討ですとか検討課題として上っているということでもありますけれども、非常に大きく影響すると思われるのが、建設コストの高騰で既に1.5倍以上にもなっていると聞いたりするわけですが、この場合、勝浦市の今の施設が、10年、15年もたすことができるのかどうかという判断が、もし万が一、建設コストが非常に高騰して、実施設計、これからですから、その実施設計で入札かけても、応札がないということも、今の結果を見ますと、十分考えられるわけです。そういったときに成り行きに任せるとするのは、絶対あってはならないのではないかと思います。あらかじめどういう事態にも備えられるように、例えばこの10年、15年のうちには工事はちょっとできないという事態に遭遇するとなれば、本当に今の施設をもたせることができるのかどうか、その費用がどれほどかかるのか、あるいは勝浦だけではなくて、御宿との連携によって道が開ける条件があるのかなのか、そういったことも含めて、10年、15年後の今の広域ごみ処理施設建設ということも十分に可能性としては想定して、そうなったときに実際、勝浦がその道が市民の最善の利益のためにどういう道をとるべきなのかということを考える上で、いまその延命の可能性及び費用をどうするという事は極めて重要なことではないかと思うのです。これは担当課長というよりは、市長のお考えをぜひ伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどの答弁の中で、今後10年、15年先は考えていないというようなことでご答弁させていただきました。今現在、広域のごみ処理、これは勝浦を含め、2市2町、それぞれ早くつくろうというようなことは、まさにそれぞれ持っているごみ処理施設がもう老朽化しているというようなことで、非常に切迫しているところでございます。これから、もし万一できなくて、これを大規模改修やるなんてことは、とてもできないということで、何としても粘り強くこのごみ処理施設を、新しいごみ処理施設を建設しなければならぬということでございます。

それで、建設のコストの問題もありますけれども、今見直しをやっているのは、ごみの処理、

1日73トンということでやっておりますけれども、この73トンという基準は、高熱処理ができるということで、国の補助率が高い。原則は3分の1なんですけれども、この高熱処理をやる場合には2分の1の補助ということで、その最低ラインが73トンということです。ところが、今現在2市2町の夷隅郡は、人口が7万7,000人です。この間の日本創生会議が出されました人口の将来推計、いわゆる2040年、今2014年ですから、これがいろいろできて、あと20年ちょっとぐらいの2040年には、夷隅郡市の人口の推計が5万、場合によっては5万を切る、こういうような状況でございます。7万7,000人から5万人を切る。

こういうような状況で、これから新しいごみ処理施設をつくったときに、果たして73トン必要なのかどうか。こういうことをもう一回見直してみようよというのが、今一番のあれで、今現在、広域の事務局のほうで見直しをやっております。場合によっては、73トンをどんどん少なくなっても、少なくなれば建設費が縮小します。補助率が2分の1から3分の1に落ちたとしても、建設費が下がれば、そっちのほうが有利じゃないかというような判断も場合によってはでき得るということで、今現在見直しをやっているところでございます。

あと一つ問題は、地元からいろいろな要望があって、山田地区、特に山田の四区、五区、六区、まさに建設する場所の山田六区、ここからもいろんな要望がありますし、近くに養鶏場なんかもありますし、幾つか要望が出ておりますので、ここら辺の処理をどういうふうにしたらいいいのかというようなことでございます。

建設の費用が高いからというようなことで躊躇はしないにしようということは、2市2町の首長の中での暗黙の了解でございます。とにかく進めようといことでございます。場合によって、今いろいろ建設の単価、いわゆる労務費なり、資材費が上がっているのので、確かに建設の単価は上がっておりますけれども、これは実際これからやっていって、やれるところまでやっていこうということで、それをまた、どうしても入札で落ちなければ、またそこで考えようというようなことで、とにかく前へ進めようという認識では一致しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 私が心配しているのは、あらゆることを想定して、準備をする必要があるのではないか。それが市民の利益に最もかなうのではないかと。ほんとににっちもさっちもいなくなつて、焼却ごみを野積しなくてはいけないというようなことは断じて起こしてはならないと思うのです。そういう点で、建設コストの問題もさることながら、本当に限られたゼネコン、どこでもできるという事業ではないと思うのです。今後オリンピックに向けて、いろんな事業が東京を中心に起こってくるわけですが、応札するゼネコンが、業者がいらないというような事態さえも考えられないことではないんじゃないかと思うのですが、そういったあらゆる事態に備えて、今おっしゃった規模の検討も含めてですが、今ある施設を10年ないし15年延命させることについても、全くその可能性がゼロなのかどうかは判断としてはお持ちになる必要があるのではないかとこのように思います。そのための備えをぜひしていただきたいと思います。

次の最後の5点目の水道料金の問題につきまして、ご質問させていただきたいと思います。統合のプランにつきまして、概要が示されました。このプランが、勝浦は去年の12月に賛成と表明されたということなんですが、統合プランにかかわる市町村が、一体どのくらいあって、このプランが実現する現実性がどの程度あるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。統合プランの実現性というご質問でございますが、九十九里地域と南房総地域、2つの企業団の構成団体が全部で27団体でございます。県のスケジュール案によりますと、全27団体の賛同が得られれば、第1ステップの経営統合に進む。経営統合後5年を目途に、ゴールであります事業統合に進むというのが今回の案でございます。

この案に対しまして、平成25年11月時点で、全27団体に意向調査というものが実施されました。県の統合広域化案に対する賛否は、全27団体内、賛成が20団体、反対が2団体、その他が5団体となっております。しかし、現在では反対という立場をとっている団体は消えたというふうに聞いております。

そのようなことから、今後は仮称と言われておりますけれども、統合協議会を立ち上げて、経営統合に進むものと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） その27団体というのは、27市町村というふうに読みかえてもよろしいのかどうかということと、給水単価の平準化、南房総が一番高く、例えばそれを半減するというような平準化だと思いますけれども、九十九里地域の給水料金も高いものを低めて、そして県水道の料金を高めると、こういう平準化だと思うのですけれども、それによる勝浦市の財政効果というものはどれほどのものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。2つの企業団の構成団体、全27団体の内訳ということでございますが、九十九里地域で14市町村、2企業団、1組合の17団体でございます。南房総地域の構成団体は、9市町1企業団の10団体、合計27団体でございます。

用水供給料金平準化に伴う勝浦市の軽減効果はというご質問でございますが、県が平成23年度決算ベースで試算したものにいたしますと、県の高料金対策補助金の交付を受けていない勝浦市にとっては大きなメリットがあるというふうに見込まれております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） その効果、大まかな額で大体この程度という、そういった金額ではお示しいただけないものでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。県が仮試算で軽減効果を市町村団体別に試算したものがございます。県が平成23年度決算ベースで試算した統合に要する所要額は、約30億円と見込んでおります。その財源として、県のいわゆる高料金対策補助金を約16億円活用いたしまして、統合効果の削減額約2億円を差し引いて不足する約12億円を県と市町村で6億円ずつ負担しようとするものでございます。

市町村の6億円負担する内訳でございますが、県の統合案で示されておりますものは、受水費削減効果額等で案分いたしまして、九十九里地域が5.6億円、南房総地域が0.4億円というような負担割合が示されております。

それに伴いまして、勝浦市の一般会計が新たに負担する額が394万円というふうに見込まれております。そのほかに、平準化に伴う受水費の軽減額から一般会計が新たに負担する繰出金の394万円を差し引いても、勝浦市におきましては年間1億円以上の軽減効果があるというふう

に試算されております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 1億円の軽減効果があるというお答えでありましたが、先ほどの市長答弁では、これを財源として料金の引き下げに充てたいというご答弁だったと思うのですが、もう一度それを確認させていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまのご質問は、今現在の県が行っております高料金対策、この財源を今回の平準化の財源に充当するというところでございます。したがって、今現在、高料金対策ありますけれども、この事業化統合に向けてなりましたときは、この高料金対策はなくなるということでございます。

私は、前から県営水道というのは、千葉から東葛のほうはものすごく安くございます。これは県の水道局がやっております。あとの後発組の、今言った、こちらは南房総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、こういうところの後発組は高いということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） お聞きしていることに簡潔にお答えいただきたいんです。1億円ほどの軽減効果があると。そして、先ほどそれは料金の引き下げに充てるというご答弁だったんですが、もう一度それを確認したいということで質問しましたので、そのとおりですということでお答えいただきたいんですが。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） そのとおりでございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○4番（藤本 治君） 統合には、先ほど経営統合、そして事業統合ということで、経営統合がなくても、さらに5年を要して事業統合ということで、所要年数がどれほど見込まれるのか、そして、何年も先のことであるとなれば、今現に水道料金というのは極めて重い負担感を市民の間に広めているわけで、そして、我々のアンケートに対しても53%の方々がまず第一に水道料金の引き下げを求めるという声を上げておられるわけです。そういった点からして、何年も先まで待てないというのが今の現実であります。市の対応としては、私は来年の予算でということをお願いしたのですが、一般会計からの水道会計の繰り入れを何がしかの金額、やるべきだと。そして今の市民の引き下げしてほしいという願いに一刻も早く応えるべきだということに思いますので、その2点、統合に要する年数と、当面、水道会計への一般会計からの繰り入れ、この2点の、所要年数については課長からお答えいただきたいんですが、一般会計に繰り入れるべきだと、それを先々の給水料金の引き下げまで水道料金の引き下げを市民の願いに応えるのを先延ばしするというのは、やるべきじゃないと。今直ちに市民の願いに応えるべきだと、その道は一般会計からの水道会計への繰り入れだと思っておりますので、市長からお考えをぜひお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私に対する質問ということでございます。先ほど答弁しましたように、とりあえず今は未普及地域を完成させるということでございまして、今現段階では、一般会計から水道事業会計へ繰り出しをする予定はございません。ほんとに市民の要望ということでお話し

されましたけれども、今回のアンケート調査、私、実は聞いておりません。こういうアンケート調査が私のところにも来ておりません。この間、うちのうほうの課長会議でアンケート調査来ているのが何人いると言ったら、ほとんどおりません。ということで、いろいろお話聞きましたが、7,000通お配りされたということで、そのうち124枚の回答があったということで、回答率が1.8%ということでございまして、2%を切るようなアンケートで、市民の意向というふうには、私はちょっと考えにくいというふうに考えております。また、アンケートというのは非常に難しいものでございまして、この間の内閣の支持率の調査も、マスコミにも出ておりましたが、アンケートの項目によって、支持率がたんと下がる、ということで非常にアンケートというのは専門のプロのマスコミがやっても、こういうような状況があるんで、なかなか一概にアンケートというのをどうこうというのは非常に難しゅうございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本治君。

○4番（藤本 治君） 極めて許しがたい発言をされたと思うのです。我々が7,000世帯にお配りして、そして124通の回答を寄せていただいたというのは、日本共産党勝浦支部と銘打った、そういうアンケート用紙なんです。そして、日本共産党勝浦支部に対して切実な要望を5つ上げるとすればということで、これとこれということで、水道料金とかそういうのが選ばれて、我々のところに託されたというものでありまして、124名の方々からそういったお声をいただいたということで、私はそれを、7,000件ということはお配りできてないところも確かにありますが、圧倒的なところにはお配りしております。

○議長（岩瀬義信君） これをもって、藤本治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

〔5番 渡辺玄正君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 平成26年9月議会一般質問、初日の2番手を務めます佐藤でございます。

初めに、先月になりますけれども、勝浦中学校の3年生であります岩切選手が第44回全国中学校剣道大会で全国優勝しました。勝浦中剣道部のOBとして非常にうれしく思いますし、一昨日、名誉市民になられました山口吉暉元市長は武道に対し造詣の深い方でした。以前は武道のまち勝浦といいまして、剣道、柔道が盛んだったのですが、これを機に、勝浦市がまた武道が盛んになればいいなということを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

私は、今回大きく3つのテーマで質問をいたします。1つはPFIについて、2つには婚活支援について、3つにはAEDについてであります。

まず1つ目のPFIについて質問いたします。PFIとは、正式名称をプライベート・ファイナンス・イニシアチブといい、頭文字をとってPFIと呼ばれているもので、民間の資金と経営能力、技術力、ノウハウ等を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法であります。あくまで地方公共団体が発注者であり、公共事業とし

て行うものであります。

P F I の歴史は浅く、1990年代前半にイギリスで生れ、我が国では平成11年7月にP F I法が制定されたことから、P F I事業が実施できるようになりました。

このP F Iは、大きくはP P P、パブリック・プライベート・パートナーシップ、官民連携の手法の一つであり、官民が協働して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念からくるものであります。

P F Iの目的や効果として、1つには、安くて優れた品質の公共サービスの提供をされること。これはP F I事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用でき、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計、建設、維持管理、運営の全部または一部を一体的に扱うことにより事業コストの削減が期待できます。

2つには、公共サービスの提供における行政のかかわり方の改革。これは従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。

3つには、民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること。これは従来、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすと言われております。

一方で、P F Iを導入することのデメリットもあります。P F I事業では、民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。特にニーズが目まぐるしく変わる業務の導入については留意が必要であります。

また、業務を任せる企業を選ぶ際には、価格だけではなく、企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価をしなければならないため、これまでと比べ、事前の手續に要する業務が増え、時間も必要となります。

しかしながら、民間に業務を任せることにより、行政は不向きな作業から解放され、行政として本来もとめられる業務に集中、特化して取り組むことができるようになります。

これまでの民間活力の活用方法には、民間委託の程度により、部分委託、民設公営、公設民営がありましたが、公設民営の次に来るのがP F Iとなります。

また、第3セクター方式とも一線を画します。大きな違いの一つに、資本関係があるかないかで、自治体と第3セクターに資本関係が存在するのに対し、P F Iでは自治体とS P C、特別目的会社との間には資本関係は存在しません。

また、P F Iの大きな特徴である資金調達についてですが、通常の公共事業では、公的資金で対応します。しかしながら、P F Iでは設計建設に必要な資金の一部をS P C、特別目的会社が金融機関等からプロジェクトファイナンスという借入用法で調達するのが一般的で、これにより地方公共団体は、建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価としてS P Cに賃金を支払います。S P Cは地方公共団体からの支払いを受け、その収入をもって金融機関に借入金を返済します。このことをP F I手法導入の効果の一つである財政負担の平準化効果といいます。

P F Iの募集選定方式は、総合評価の一般競争入札から公募型プロポーザル方式の2つが多く、事業方式については、民間が建て、管理運営した後に所有権を公共団体に移転するB O T

方式と、民間が建てた後に所有権を公共団体に移転するが、管理運営は民間が行うＢＴＯ方式の２つが多く、事業類型では、公共団体が民間事業者へお金を支払うサービス購入型が多くなっております。

また、ＰＦＩ事業といえば、大企業しか受注できないというイメージがありますが、地元企業が代表企業として受注したケースや、構成員となっているケースも多くあり、事業によっては地元企業が協力企業として参加している事例も見受けられます。

さらにＰＦＩを導入していく上で発注者側となる公共団体が一番心配されるのが、庁内体制と人員配置だと思います。事務局を何課にするのか、専従職員にするのか、兼任職員とするのかであります。先行事例を見ると、事務局は付設整備をする課の職員とし、それを関係各課がサポートする体制で１名から３名、人員体制では１名の兼任から３名の専任体制まであり、これは事業の規模によってさまざまであります。

いろいろ申し上げましたが、勝浦市においても、今後、公共施設を整備していく上で、このＰＦＩ活用を検討すべきと考えます。

そこで、２点質問いたします。まず、１点目に、ＰＦＩについて、市の見解と、これまでの取り組み状況についてお聞きいたします。２点目に、地場産業の振興と地域交流の拠点となる施設、いわゆる道の駅が各地で整備されています。勝浦市においても地場産業の振興と地域交流の拠点となる道の駅を整備する時期に来ていると考えます。そこで、ＰＦＩによる道の駅の整備についてご提案をいたしますが、市の見解を伺います。

次に、大きなテーマの２点目である、婚活支援についてお聞きします。婚活支援に関する一般質問については、過去に平成15年９月議会、平成18年９月議会、そして平成24年３月議会の計３回にわたって質問をしてきました。まさに婚活の佐藤と言ってもいいかもしれません。くどいようですが、なぜ、これまでにわたって質問するのかと言えば、まず第１に、勝浦市の人口減少であります。人口の増減については、自然増減と社会増減がありますが、猿田市長が過去の議会においても発言されているように、勝浦市の人口減少の要因としては、転出転入の社会減よりも、出生数と死亡数の自然減が主要因であり、生れてくる子供の数の減少をいかに食い止めるか、希望的主張をすれば、出生数を増やせるかによって、勝浦市の人口減少問題にくさびを打つことができるのではないのでしょうか。そのためには、勝浦市はもとより、全国的に問題となっている未婚化、晩婚化について行政の取り組みが重要になっているものと考えます。

第２には、集落、コミュニティの維持であります。勝浦市は過疎地域に指定されました。実際に市内の各地域、各地区では、今まで行われていたお祭りや行事の継続が困難になっている事例や、消防団員の確保が困難になっている事例もあります。それは生産世代の市外転出もありますが、未婚化により跡継ぎのないことも要因の一つであります。結婚適齢期にある男女が婚姻することで継子が誕生し、それにより集落、コミュニティが維持されることは明白であります。このままの状態が続けば、市内のあちこちで限界集落が発生するでしょう。

前回も申し上げましたが、結婚するしないは個人の自由であり、個人の生き方にかかわる事柄であります。最近では、元大学教授でテレビの某コメンテーターのような極端なフェミニストの人たちが、結婚制度そのものを反対していましたが、こういった考えは一部であり、生れて育って大人になり、一人の異性と出会い、伴侶を得、子をもうけ、苦しみ悲しみも喜びも楽しみをともに共有してこそその人生であり、「おまえ百までわしゃ九十九までともにしらがのはえ

るまで」とあるように、まさに苦楽をともにしての人生というものを歩んでいくことこそ、人生の醍醐味であります。中には結婚することを地獄と言う人もいますが、それは希有な例であると思います。

結婚したくても結婚できない、あるいは出会いがないというような理由にはいろいろあると思いますが、長男や長女であるがゆえに、跡取りであるがゆえに家を守っていくという使命のもとに、故郷をふるさとである勝浦市を守っていくという使命のもとに勝浦市にとどまることで、異性との出会いが限られてしまうような方が多くいるのは、皆さんもご承知だと思います。もちろん、ほかにも理由や要因はあると思いますが、未婚化や晩婚化に社会的要因があるとするならば、行政課題の一つとして取り組むべき問題であると考えます。

そこで、平成24年3月議会に婚活支援について質問しました。1つには、結婚相談員の活動状況と実績について、2つには、勝浦縁結び隊や仲人奨励金制度の創設の提案、3つには、街コン開催の提案について質問を行いました。1年半が経過し、再度お聞きいたします。

まず、第1点目に、結婚相談員について、昨年度の活動状況と成果についてお聞きします。

2点目に、勝浦縁結び隊の創設については、創設の可能性について検討する旨の答弁がありましたが、検討結果を伺います。

3点目には、街コンの開催についても、関係各課及び各種団体などと協議して、検討する旨の答弁がありましたが、検討結果を伺います。

次に、大きな3点目であるAEDについてお聞きいたします。AED、ここで申し上げることもなく、皆さんご承知とは思いますが、オートメテッド・エクスターナル・ディフィブリレーターの頭文字を取ってAEDと呼び、日本語では自動体外式除細動器と言います。AEDは心室細動を起こした人に電気ショックを与えることで、正常なリズムに戻すための医療機器であり、心室細動を起こした心臓は、ポンプとしての機能を失い、脳や体に血液を送ることはできなくなります。血液が送られなくなるということは、脳や体内に酸素が供給されないことであり、その状態が続くことで、心臓が停止して、死に至ります。

現在、病院外での心停止は、全国で年間2万から3万件あると言われています。その多くは心室細動であり、高齢化により今後さらに増えると予想されております。心室細動を起こした場合、唯一の治療方法が電気ショックを与え、心臓のリズムを正常に戻すことで、処置が1分遅れるごとに10%ずつ救命率が低下すると言われています。できるだけ早く電気ショックを行うことで、救命率も、その後の社会復帰率も向上します。

AEDの使用は、以前は医師のみでありましたが、救命救急士や客室乗務員などにも使用が認められるようになりました。その後、2004年7月に一般市民でも使用できるようになりました。同時に普及にも力が入れられ、現在では空港や駅、学校や公民館などの公共施設、スーパーやテーマパークなど、人が多く集まる場所を中心に、約20万台が設置されていると言われています。

AEDは、機種によって操作に多少の違いはありますが、音声ガイダンスに従って使用できるようになっています。また、診断結果もついており、心室細動以外の電気ショックが必要ない場合には、ボタンを押しても電気は流れません。このように、AEDは身近な存在になっています。

また、交流をキーワードに掲げる猿田市政にしても、市民はもとより、勝浦を訪れる多くの

方の人命尊重の意味を込めて、このAEDの設置について2点お聞きいたします。

第1には、市内に設置されているAEDの数をお示してください。

第2には、一般市民が使用できるようになったとはいえ、操作方法を習得する必要があると思います。そのための取り組みについてお聞きします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、PFIについて申し上げます。

1点目のPFIについての市の見解とこれまでの取り組み状況についてであります。ただいまPFIのことにつきまして、ご質問の中でいろいろお話しありました。PFI手法では、設計、建設、維持管理、運営といった業務を一括で発注でき、民間のノウハウを活かして安くて質のよい公共サービスの提供が可能になると言われております。しかし一方では、事業者の選定に際しては、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価する必要があり、これまで以上に事前の手続が煩雑となり、時間も必要となることなどから、県内市町村においても事例は少なく、本市におきましても、これまでPFI手法の導入事例はございません。しかしながら、公共施設の整備等に当たり、有効な一手法でありますので、今後、民間事業者の創意工夫により市民サービスの価値向上と、財政負担削減の同時達成が見込まれる場合につきましては、導入を検討してまいりたいと考えます。

2点目のPFIによる道の駅整備についてのご提案であります。本市の豊富な農林水産物の販売拠点として、また、消費者と生産者とのふれあいの場としての道の駅につきましては、将来、そんなに遠くないと思いますが、整備を図ってまいりたいと考えております。

整備手法につきましては、今後、検討することとなりますが、収益が見込める事業でありますので、民間事業者の有する技術及び経営資源など、その創意工夫が発揮される案件として、PFI手法の導入も考えられます。

次に、AEDについて申し上げます。

AED、自動体外式除細動器は、誰にでもできる簡単な操作で、心室細動といった死につながる危険な状況のときに、心臓に電気ショックを与え、心肺停止状態から生存率を改善する機器であります。

1点目の市内に設置されているAEDの台数であります。現在、把握しているものにつきましては、市関連施設では、勝浦市役所庁舎を初め、中学校3台、小学校7台、保育所3台、幼稚園、こども館、勝浦診療所、図書館、保健福祉センター、コピービジターセンターなど、現在では26台が設置されております。

また、その他の施設として、警察署、病院、銀行、ホテルなどで55台が設置されておりました。勝浦市全体では、合わせまして81台のAEDが設置されております。

2点目の操作方法習得のための取り組みについてであります。AEDの使用は、以前は医師、救急救命士などに限定されておりましたが、平成16年7月から一般の人にも使用が認められたことから、市といたしましては平成20年度から夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、市職員を対象に心肺蘇生法・AEDの取り扱い方を中心とした普通救命講習を実施し

ております。

また、本年度は新たに小児・乳児・新生児を対象に保育所職員等への救命講習を計画しております。

なお、勝浦消防署主催により、一般市民を対象とした普通救命講習についても、平成25年度は28回開催され、550名の方が参加されております。大切な命を救うため、自信を持ってAEDが操作できるよう、日ごろから訓練することが重要であると考えますので、今後とも夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び日本赤十字社千葉県支部などの関係団体と連携し、操作方法の習得を図ってまいりたいと考えております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、婚活支援につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

婚活支援について申し上げます。

1点目の、昨年度の結婚相談員の活動状況と成果についてであります。結婚相談員会議を6回実施し、関東甲信越B-1グランプリin勝浦や、いんべやあフェスタの際に、パンフレット等を配布し、結婚相談所のPR活動を行うとともに、12月に出会いの場として、クリスマスバーベキューパーティーを開催いたしました。

また、結婚相談員による結婚相談を毎月1回定期的に実施しております。成果についてであります。登録者同士のお見合を毎年行ってきた中、今年3月に12年ぶりに、めでたく1件の婚姻が成立し、結婚相談員の方々も祝福しておりました。

2点目の勝浦縁結び隊創設の検討結果についてであります。結婚相談員の中では、相談員の枠を超えて、広く多くの方たちの協力をいただくことは、望ましい形であるとの考えでありましたが、今のところ具体的な制度創設までには至っておりません。今後も出会いの場などの事業を計画していく中で、多くの人が参加しやすいような企画を提供してまいりたいと考えております。

3点目の街コン開催の検討結果についてであります。平成24年に商工会が主催となり、実施していただきました。市外で実施している街コンの多くは、徒歩で移動可能な範囲の飲食店を自由に利用できるものであります。本市に当てはめた場合、地理的要因からなじまないことから、これに変えて、ふれあいパーティーや、出会いの場を実施しております。

また、各種団体との協議につきましては、房総勝浦ライオンズクラブの方々に、婚活支援活動について説明をさせていただいておりますので、今後も引き続き、支援について協議を進めてまいりたいと考えます。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 市長及び教育長からご答弁いただきました。順番が逆になりますが、教育長答弁のほうである婚活支援のほうから先にお聞きさせていただきたいと思います。

教育長、社会教育課長、ここには出席しておりませんが、公民館長、今、教育長の答弁を聞きまして、12年ぶりに1組の成婚まで至ったということで、非常に喜ばしいことだと思います。

これをたかが1組と思うか、大きな一步の1組と思うかは、私は大きな一步の1組であったと思います。これまでの13年間、成果がなかったことに対して、このような形で1組成功に至ったということに対して、結婚相談員の皆様方の非常な苦勞と、事務局である役所のほうの苦勞というものが非常にあったと思いますが、これまでずっと結婚相談所、私が過去に質問したときに、教育委員会の所管でどうなんだろうかという質問もさせていただきましたし、そういった中で、こういった形で成果が出たということは、引き続き教育委員会のほう、今、議案に出ています、公民館としてどうなるのか、議会が終わってないんであれなんですけれども、新しくキュステ、交流センターのほうでこの事業が引き続き行われるのかどうかという部分ももちろん心配にはなるんですが、公民館事業で行われていた結婚相談事業というものは、今後どうなっていくのかということについて、まずご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根弘光君） お答えいたします。今のところ、これから開館いたします勝浦市芸術文化交流センター、その中の事業として全て引き継いでまいるというような考え方を持っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 結婚相談のほうの登録されている方同士の中での婚姻ということなんですが、教育長のほうで昨年12月のふれあいパーティー、出会いの場が開催されました。私の聞いているところは、その出会いのパーティーの場でも、カップルが誕生して、まだ結婚というところまではいってないですが、その中で交際が引き続き行われているというようなことも聞いております。これについて、昨年行われた出会いのパーティーの場の成果等についてご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根弘光君） お答えいたします。昨年12月15日にクリスマスバーベキューパーティーを開催いたしました。そのときの参加者が22名ということで、そのうち結婚相談登録者が4名の少ない参加人数であったのですが、その中で最後に第1希望同士ということで2組のカップルが成立いたしました。次に、第2希望ということで1組、第3希望同士ということで2組の合計5組のカップルができました。その中で今継続的にお付き合いをしているカップルが1組ございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 5組誕生して、まだ1組みが交際中であるということで、ぜひゴールに向かっていただければと思います。そこで、先ほど答弁の中で、各種団体ということで、具体的にライオンズクラブとの話も教育長がされましたが、この連携というんですか、その辺については、どのような形でどうなって、今後、どういうふうに考えていくのかという部分、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根弘光君） お答えいたします。房総勝浦ライオンズクラブの皆様との協議の中で、そのとき昨年の理事会ということで、公民館長と相談員の会長、お2人が参加して、理事会の席で、結婚相談員の制度があるということで、我々の活動の趣旨、内容を説明させていただきました。そのときには、今後協力するとかという話までは至りませんでしたけれども、その

後、ライオンズクラブの市内の会員の方の個人的なお話を伺った範囲でお話しさせていただきますと、議員おっしゃるとおり、勝浦市のこれからの人口の減少を懸念して、また市の活性化のために、ライオンズクラブとしてできることがあればというような、ライオンズクラブの個人的な方のご意見も会長を通して伺っておりますので、とはいえ、ライオンズクラブの方たちにおんぶに抱っこでなくて、一緒になって何か今まで以上に我々ではできなかったものを実施していければということで、今後協議してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 婚活といいますか、一番いいのは、跡継ぎとなる、男性の場合はお嫁さんをもらう、女性の場合はお婿さんをもらうわけですけど、勝浦の場合は、比較的、後に残る、女性の方はお婿さんを取りたい、男性の方はお嫁さんを取りたいという形で、市内の中ではなかなかうまくいかないんですけど、一番いい理想は、市外からお嫁さんに来てもらって、市外からお婿さんに来てもらって、子供を産んでいただければ、プラス2の人口増になる。子供3人産んでくれたら、プラス4の人口増になるということで、これこそ自然増減の中の一番大事なところで、勝浦市外からお嫁さんを取る、婿さんを取るというようなことを考えて、今後ぜひ取り組んでいただければ、人口問題について一石を投じることができるのではないかと思います。12年ぶりの成果を出した教育長、それから社会教育課長、公民館長の手腕に今後期待したいと思ひまして、教育長のご決意をいただけたらお聞きしたいと思ひます。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。市長からもお話があったんですが、民間団体の日本創生会議ですか、2040年、今の地区町村合併で半分ぐらい減ってしまうというようなことで、20代から30代の女性が半減してしまうというような話も聞いて、その中で30ぐらいの市町村の名前が上がっていましたが、勝浦市は多分そのとき入ってなかったと思いますが、1万人減るような状態になると思います。ですから、今、議員おっしゃったように、何とか若い男女がカップルになるように努めていきたいなと思います。しかも、結婚相談所の所長が市長なんです。ですから、市長を筆頭にして取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 結婚相談、登録するのはなかなか嫌だというか、恥ずかしくてとか、登録しなくてもそういった出会いの場には行くというような人も多くいると思いますし、情報というものが必要になってくると思います。どこどこの人、どこどこのお嬢さん、どこどこのせがれさん、まだ1人だよ、情報が相談員の方、たしか4人だと思いますが、相談員以外の方にも輪を広げるために縁結び隊という言い方しましたが、サポーター的に市民全体の方がここでもというようなことを情報を提供できるような仕組みも考えていただければ、さらに成果が上がるということで、お時間の都合があります。次の質問をさせていただきます。

それでは、PFIのほうについてお聞きします。ご存じかと思いますが、私ども新創かつうらでは、7月に会派の行政視察ということで、鹿児島県の指宿市、さつま町という2カ所を行政視察に伺いました。指宿市に関しては、まさに今回の質問であるPFI、道の駅でPFIを整備した指宿市、それから、さつま町に関しては企業立地ということで、企業立地は20選だったか、要は全国的にも有名な企業立地に取り組んでいる自治体のさつま町、なぜ伺ったと言え、過去に市長の道の駅、道の駅というか、道の駅的なものを今後整備していかなければいけ

ないというようなこともお話しされていまして、また、今県の企業立地のほうに勝浦市の職員を派遣しているということで、この2カ所を行政視察いたしました。

そして、指宿市のほうなんですが、PFIで整備されました。今、道の駅といいますと、道の駅で全てできてしまうような、宿泊ができるようだったり、温泉があったり、いろんなものが道の駅を拠点に観光だ、交流だという部分になってきますが、指宿市の場合は、PFIでつくった当時は、もう10年以上前になるんですけども、当時の道の駅の中では先進的な道の駅だったのかなというふうに個人的に思いました。いわゆるトイレ、道の駅のトイレと交流施設となるレストランがあったり、物品の販売ができるようなところがあって、もう一つが芝生広場みたいな展望棟というようなものがあるような3つで構成されている道の駅でした。

そこが道の駅で作成されたわけですが、我々会派6名で視察しまして、6名全員で報告書を提出しております。議長はごらんになったと思いますが、まだ知らないということであれば、結構なんです。市長、副市長、今回、担当課長である財政課長のほうで報告書、もしごらんになっていただくだけでも、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私は残念ながらまだ見ておりませんので、ぜひ見させていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） ぜひ後で我々の報告書を、6人で書いているので、個々に感想とかも違いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

先ほど市長のほうからの答弁でPFIについては導入を検討する、また道の駅についても手法の一つとして検討するというので、私のほうはそれ以上のことは十分な回答かなと思います。選択肢として入るわけでございまして、ただ、道の駅、先ほど答弁もあったのですが、公共施設の全てが道の駅がいいとも私は思っておりませんで、収益が上がるような施設、広域的な施設に関しては、道の駅もそうなんです。例えばサービスを提供する施設、あるいは利用料金を取るような施設、使用料を取るような施設に関しては、PFIが最も今向いている施設ではないかと思うのですが、それについて、担当課長のほうからお聞きしたいと思います。PFIが最もふさわしい施設はどのようなものであるかと考えているかご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。先ほど市長答弁がございましたように、やはり収益が上がるような施設というのが、民間のノウハウ等を活用する上において、一番適しているのではないかと考えております。議員もご承知のように、PFIの今現在主流を占めておりますのがサービス購入型で、民間の資金を活用して建設をしてもらって、それに対する運営経費を含めた中で毎年ずっと何年か契約期間中お支払いをするというのが、大体75%を占めているようなのですが、これも本来のPFI事業の手法からすると、やはり疑問を投げかけられている部分もございます。そうしますと、ジョイントベンチャー型であるとか、もしくは独立採算型であるとか、そちらのほうの形態を用いるような形の事業が、私も一番適しているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） P F Iですが、私、千葉でサラリーマンで働いていたときに、たしか当時日本で最初のP F Iと言われたのは、千葉市で消費生活センターと計量検査所の複合施設というものをP F Iで建設しました。たしか私の記憶だと、建設費は当初の6割程度でつくったものだと思います。記憶が正しければ、今勝浦市のキュステ、交流センターをつくった前田建設がたしかS P Cの幹事会社であったと思います。たしか30年のB O Tで千葉市が初めてつくったP F Iという施設であります。この施設、私、初めて見たんですけども、議員になった後、実は若市議の会という会があるのですが、それで視察させてもらいました。2階がフロアになっているんですが、計量検査所と消費生活センター、千葉市の弁天町のほうにあります、1階にドラッグストアとスーパーが入ってまして、なるほどこういうのがP F Iなんだというふうに思いました。また、立地場所が住宅街の中にあるんで、住民の方からすると、公共施設に、消費生活センターもそうなんですが、近くにスーパーができたり、近くにドラッグストアができたおかげで非常に便利になってたんだ、これが民間の創意工夫かなというふうにも思いました。

その後、千葉市は給食センターと少年自然の家をP F Iでやって、市川市で学校をやったと思いますが、今後の勝浦市の中で大型といいますか、公共施設の整備、今考えられている総合計画の中でも明記されていますが、例えば認定こども園であるとか、興津の公民館の建てかえ等々もあります。しかし、それは私はP F Iにはそぐわない施設であると思いますが、ここで言うのは、早いことかもしれませんし、軽率な発言になるかもしれませんが、勝浦若潮高校のこれからを考えたときには、そういったものを、P F Iというものも考えていくときにそろそろ来てもいいじゃないかということを申し上げまして、次のA E Dのほう移らせていただきます。

A E Dを使ってA E Dの救命処置によって一命を取りとめた一例として有名なのが、2009年3月22日に開催された東京マラソン2009で、タレントの松村邦洋さんが出場しまして、スタート地点から約15キロの港区高輪2丁目付近で急遽バタンと倒れました。一時心肺停止状態になったんですが、このとき、国土館大学の学生たちのモバイル隊という方たちがA E Dを使用して、処置し、その後すぐ意識が回復した例があります。この松村さんの所属事務所の発表によれば、原因は急性の心筋梗塞、心室細動であったということでもあります。

また、東京マラソンでは2013年2月24日開催の大会でも、一般の参加ランナーが約23キロの水天宮の交差点付近で突然倒れました。たまたま近くを走っていた松山市役所勤務の参加ランナーが心臓マッサージなどを行い、近くの交番から持ってきたA E Dで一命を取りとめたという例もあります。

逆にA E Dがあれば、助かったのではないかという例もありまして、ご存じの方もいるかと思いますが、サッカーの元日本代表でJリーグの当時は松本山雅F Cにいた松田直樹さん、アトランタオリンピックのときのマイアミの奇跡、ブラジルを破ったときの選手で、2002年日韓ワールドカップのときの代表選手でもある松田直樹さんが練習中に倒れて、もしその練習場所にA E Dがあれば助かったのではないかとされているような事件もあります。

この松田選手に関しては、年も34歳で、私も大好きな選手だったんで、非常にショックが大きく、そのことがきっかけということではありませんが、この松田選手の訃報が世界中に広ま

りまして、日本陸上競技連盟は、競技場内でトラック、フィールド種目でAEDの設置を義務づけました。

また、日本サッカー協会は、2011年11月にチーム等に対する医学的義務の件として、Jリーグ、日本フットボールリーグ、なでしこリーグ、Fリーグ所属のチームにAEDの所持及び携行を義務づけたということで、AEDというものが一般市民が使えるようになって、多くの施設で、勝浦市においても、市が設置したもの、あるいは民間といいますか、県あるいはそういった施設で設置したものを含めて81台あります。

そこで、まずお聞きしたいのが、今民間に、市以外で55台設置されておるんですが、例えば警察署ですとか、病院とか、そういったところも当然なんですけど、これから必要になってくるんじゃないかと思うのが、コンビニとガソリンスタンドかなと思っておりまして、コンビニというのは24時間営業していますので、コンビニのF Cのオーナーではなくて、できれば親会社と折衝して、各コンビニにAEDの設置を市のほうでお願いしたらどうかと思いますし、ガソリンスタンドに関しても、車で乗りつけて行けますので、ぜひこういったところにも今後市としてAEDの設置についてお願い等でもしたらどうかと思うのですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。AEDにつきましては、例えば民間、コンビニ、そういうところがございますが、今現在どこのコンビニに設置してあるというのは把握してございませんが、そういうものを把握しまして、今後設置可能かどうかということも含めて、また検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 私はコンビニにあると非常に便利かなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、市のほうで26台設置されていますが、この設置されたAEDのメンテナンスといいますか、その辺はどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） 契約は財政課のほうで行って、あと各施設に配置というか設置をして、それを監視というか、状態をいつも見てもらっているような形になるんですけども、私のほうで確認したところ、本体の中に機能するかしないかのランプがつくんだそうで、そのランプがついている場合には、支障がないということで伺っておりますので、特段に、例えば委託をして、お金を払った上での管理ということはしておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 実はAEDが操作しないで、不幸にも命を落としたという事例もあるので、設置した上に、メンテナンスといいますか、管理のほうもしっかり定期的な部分をぜひ、それは設置課のほうでやるのか、設置した場所の職員がやるのかというのは、しっかりと取り決めといいますか、今後は年に1回必ずやるという形のものをやるべきだと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、私の個人的な所感で、お願い、要望にもなるんですが、ぜひAEDマップというのは、避難所、避難場所に防災マップがあるんですが、どこに行けばAEDがあるんだと

いうのをわかるようなマップじゃなくても、例えば公共施設にＡＥＤがある場所という形のものあれば、万が一、観光客が倒れて、どこどこに行けばＡＥＤがあるよと市民の人がわかっていれば、助けられる命があるかと思いますので、そういったものをぜひ、ＡＥＤマップ的なものを今後つくっていただきたい。できれば避難所、避難場所が入っていて、防災にも使えるようなものが一番いいかなと思うのですが、これは検討しますというご答弁でも構わないのですが、ご答弁いただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。ＡＥＤマップの関係でございますが、確かに一覧のマップでわかれば便利かな、また、いざというときに役に立つなということは考えておりますが、どういうポスターにするのか、例えば観光のマップの中に入れるのか、防災の中に入れるのか、いろいろな方法がありますので、担当課と協議しながら、マップをつくる際に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○７番（佐藤啓史君） それでは、観光という話もしましたが、議会の初日に市長から行政報告ありましたが、海水浴場もあります。勝浦市に６つの海水浴場があるんですが、海水浴場、たしか私の記憶だと、広報に載った記憶もあるんですが、海水浴場でのＡＥＤの設置というものはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。海水浴場でのＡＥＤの設置でございますが、海水浴場は勝浦中央、鶴原、守谷、興津海水浴場、まずこの４施設については、期間中、７月１９日から８月２４日までの３７日間、各１台ずつ設置しております。また、豊浜海水浴場及び串浜海水浴場につきましても、期間の８月１日から１７日までの間、各１台ずつ設置しております。

なお、この使用につきましては、ライフセーバー及び監視長が講習の取得をしておりますので、何かあったときには使えるような形で管理しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○７番（佐藤啓史君） 安心できる海水浴場はということになると思いますので、来年もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、もう一つ、消防団、神戸消防防災係長はミスター消防防災とされていますが、消防団も火事、災害も当然なんですが、消防団員としてもＡＥＤの操作というものを習得しておく必要があると、私は思うんですが、これについて、消防団のほうとして何かやっているか、また、どういった考えがあるかについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。本年３月に市職員の指導により、消防団本部及び一つの分団に対して行っております。また、班独自で夷隅郡市消防本部、消防職員による普通救命講習を定期的に受講し、修了証の交付または更新を受けている旨の報告を受けております。

また、今後につきましては、消防団本部に相談し、検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） これから消防火災、災害以外のAEDも含めた普通救命講習というものも技術習得しておけば、仮に消防団をやめた後もそれが生きてくると思いますので、ぜひ、押しつけでやる必要はないと思いますが、自主的にやっている班もあるということです、そういった周知も今後していただければと思います。

せっかくですので、防災訓練、市のほうで行ってますが、例えば防災訓練の中でAEDの操作方法といったものも行われていると思うのですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。AED以前から心肺蘇生法の講習は指導しておりまして、それが16年まで、その年にAEDが使用できるということになりました翌々年18年度、19年度、23年度及び24年度、この防災訓練においてはAEDを使用した心肺蘇生法の講習を行っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） ミスター消防防災、すばらしいと思います。

もう一つお聞きしたいんですが、先ほど中学校、小学校、保育園・幼稚園等々列举されましたが、避難所、これから避難所、避難場所といいますが、そういったところにも設置していかねばいけないのではないかなと思います。先ほどお答えいただいた中には当然避難所としての学校なんかはなるんですが、例えば防災備蓄センターであるとか、新戸小学校の跡地につくったものとか、避難所になるところにも今後設置していく必要があるかと思うのですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。避難所であるところには設置していく考えであります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） よろしく願いいたします。もう一点聞きます。先ほど市長答弁の中で、子ども向けの、保育園の保育士さんとか幼稚園の教諭が子どもに使うときのための操作を今年度やるというようなご答弁をいただきましたが、逆に小学生はともかくとして、中学生以上であれば、AEDの操作を身につけるような、学校として中学生になれば、ある程度の操作もできるかと思うのですが、そういったことを教育の場で、ぜひ消防本部とも相談してやっていったらどうかと思うのですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。中学校の講習等についてでございますけども、学校では学習指導要領によりまして、中学2年生の保健体育の授業で、心肺蘇生法の学習を行うということになっております。また、その中で必要に応じまして、AEDにも触れるようにするというふうな扱いになっておりまして、市内の3中学校におきましてはその学習の一環としてAEDの講習を行っているという現状でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 今後も人命尊重という意味を込めて、AEDを設置しただけではなくて、操作も含めて広く市民の人たちができるようにしていただきたいということをお願いしまして、

今回、婚活の質問からPFI、今のAEDの質問について答弁の中でも満足いく答弁もいただきましたし、また、婚姻1組発生しました。本人たちは嫌がるかもしれませんが、ビッグひな祭りの中で盛大な結婚式を開いてあげていただければなと思うのですが、いずれにしても、勝浦市の人口、教育長もおっしゃいましたが、人口の問題というのは喫緊の問題であります。PFIも含めて、最後、市長に総括的なご答弁を一ついただければと思います。それで終わりたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） PFIの問題もあれですけども、これから道の駅をぜひ設置をしていきたいと思っております。どこに設置するかというのは、私の頭の隅っこには候補はありますけれども、またいろいろ皆さん方にもご相談しながら、そんなに遅くない時期に設置していきたいなと思います。この道の駅もPFI事業でやれば非常にいい知恵が、民間のいろんな知恵も出てくるかと思っておりますけれども、ちょっとほかにはない個性的な道の駅というものを設置していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） これをもって、佐藤啓史議員の一般質問を終わります。
午後2時10分まで休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、根本議議員の登壇を許します。根本議議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 質問を始める前に、まず皆様のお手元にある一般質問順序表であります、私の項目であります、1、学校再編について、2、生活困窮者自立支援法について、順序が逆であります。事務局のミスではなく、私のミスでありますので、おわびして訂正いたします。

私、勝浦に来て、まもなく40年になります。勝浦の方言というのがなかなか理解できなかったのですが、最近では「にしゃ」とか、「にし」とか、「おいね」とか、「てっばつ」、「すてれっばつ」、ようやく意味も理解し、またそれを使わせていただいております。今日、「ちょっばやで頼むよ」と言われました。初めて聞いた言葉です。調べました。超早くの略語らしいです。でありますので、私の質問、ちょっばやでやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、生活困窮者自立支援法についてお伺いいたします。生活保護制度に対する考えは承知しておりますが、改めて申し上げますと、この制度は、国民の健康で文化的な最低限度の保障であり、資産、能力、全てを活用しても、なお生活困窮する者、高齢者、傷病者、障害者、母子世帯に対し、政府、自治体が困窮の程度に応じた保護を実施するとともに、自立を助長することです。これは生活保護法第1条に書かれていることであり、これまでの日本は安定的な雇用を土台とした社会保障制度、労働保険制度などの第1のセーフティーネットが機能し、また、最終的には第3のセーフティーネットである生活保護制度が国民の包括的な安

心を提供してきました。しかし、雇用の安定が揺らいでいる今、生活保護だけではもはや国民生活は支えられなくなってきております。そのための求職者支援制度、生活困窮者支援など、第2のセーフティーネットの構築が必要になってきました。

そんな中、国会において生活困窮者自立支援法が昨年12月に制定され、平成27年4月より施行されることになっております。施行まであと7カ月と迫った中で、準備は進んでいるかと思いますが、内容がわかりづらいところもあり、その内容をお聞きいたします。

次に、小学校の再編について伺います。全国の地方においては、少子化で子どもの数も減っている状況から、学校の統廃合が進んできました。勝浦市においても子どもの数が減り、学校が成り立たなくなってしまうという観点から、過去に又新、荒川、新戸、名木、行川小学校が次々と統廃合になり、12校あった小学校が、今では7校までになってしまいました。そして、平成28年に向けた郁文小学校、清海小学校の再編、統合計画があります。私は断固反対というのではなく、慎重な検討が必要だと思うものであります。

子どもたちの教育や生活はもちろん、地域の問題でもあるからであります。文部科学省は過去に学校統合を奨励してきた反省に立ち、無理に統合はせず、小規模学校の利点を生かして、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存在し、充実したほうが好ましい、やむを得ず統合する場合には、通学の負担、学校の地域的意義、住民の合意に十分配慮するよう通達を出しています。しかし、全国の地方自治体は、総合計画を策定し、学校の統廃合、再編が進められております。中学校の統廃合の判断は、学校の設置者である市町村に委ねられております。

そこでお聞きいたします。今、郁文小学校、清海小学校の統合、再編がありますが、2つの小学校の小規模の現状についてお聞かせください。

以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、生活者困窮者自立支援法について申し上げます。

生活者困窮者自立支援法の内容についてであります。この法律は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者対策を実施するものとして、新たに制定されました。

主なポイントを4点申し上げますと、1つとして、利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する自立相談支援事業の創設、2つとして、離職により住まいを失った人等に対して、家賃相当を期間を限って支給する住居確保給付金の支給、3つとして、生活訓練や社会訓練等を含む就労支援の創設、4つとして、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施などが盛り込まれたものとなっております。

なお、1点目の自立相談支援事業及び2点目の住居確保給付金の支給については、市町村事業となっております。

以上で、根本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題については、教育長より答弁いたさせます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えします。

郁文小学校及び清海小学校の学校再編についての現状及び今後の実施計画について申し上げます。

郁文小学校及び清海小学校の現状についてであります。今年度の郁文小学校の5月1日付児童数は、1年生6人、2年生5人、3年生5人、4年生9人、5年生7人、6年生4人、特別支援学級1人で、全校児童数37人となっております。

学級編制基準では、2・3年生と4・5年生が複式学級となるところを、教務主任の先生が学級担任をすることにより、4・5年生の複式学級を解消し、2・3年生を複式学級で実施しております。

今後もこの状況が続き、その後、全学級が複式学級にならざるを得ない状況になると考えております。

清海小学校の児童数は、1年生7人、2年生3人、3年生8人、4年生8人、5年生18人、6年生7人、特別支援学級1人で、全校児童数52人となっております。

学級編制基準により、2・3年生は複式の学級編制を行わなければならないところ、教務主任の先生が学級担任をすることにより、複式学級を解消しております。

なお、平成28年度は、全校児童数34人となり、全ての学級が複式学級になる状況であります。

今後の実施計画についてであります。ただいま申し上げましたような状況から、今後の意見交換で保護者や地域の方々の理解をいただきながら、平成28年4月を目標に、郁文小学校及び清海小学校の統合を進めてまいりたいと考えております。

以上で、根本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法のほうですが、国も地方自治体も財政状況が非常に厳しい中で、両者で真摯な協議を行った結果、合意に達し、この法律が生まれたと聞いております。この法律が地域で実際に成果を上げるよう、体制整備が必要だと私は思っております。来年4月からの施行に伴って、執行部側も大変忙しいかと思いますが、市の現状をもう少し詳しく教えていただければと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。来年4月施行に伴い、市の考え方といいますか、お答えさせていただきますけれども、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給につきましては、市町村の事業となっておりますので、これは実施しなくてはならないというふうには考えております。そういう中でニートやひきこもりの方などについても、現状何人いるかとか、そういう細かいことにつきましては現状では把握しておりませんが、この相談事業の対象になるものというふうには考えております。

そういう中で方策につきまして、生活保護関連ということでございまして、先般、いすみ市及び御宿町、大多喜町を受け持ちます県と協議をいたしました。結論までは至りませんでした。その後、県では委託事業で実施することも含めて、長生健康福祉センター管内などでモデル事業を実施いたしまして、検証した上で、具体的に進めるとの話も伺っております。そういう中で県の情報とか連絡を密にいたしまして、市といたしましても、この事業につきまして、適切

に対応していきたいというふうに現状では考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。難しいんですが、法の対象となる困窮者というのが、いまいはっきりわからない点がございます。具体的にどういう方が困窮者に当たるのか、それを説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。具体的に生活困窮者ですけれども、生活保護法の規定に基づく該当者になる前の生活困窮という意味合いが多いものでございまして、例えば先ほど申しましたように、ニートで収入が200万円以下である者とか、そういったところをボーダーラインにいたしまして、市のほうでは考えていくということで、ある意味、相談に応じる場合ケース・バイ・ケースというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） この問題に関しては、これからの話ですので、これ以上は質問はしないですが、要望として聞いてもらえるとありがたいなと思っております。全国的に血縁や地縁の希薄化が大変進んでいる中、経済社会の構造的な変化の中で、個人は誰でもが生活困窮者になるリスクを抱えておるわけであります。例として、高校中退者は、全国で約5万4,000人いらっしゃいます。中高不登校は約15万1,000人、ニートは約60万人、問題なひきこもりが約26万世帯となっております。いずれも人間関係がうまくいかず、生活困窮に至るリスクを抱えているわけであります。福祉課長も承知はしているかと思いますが、勝浦市内においても、年金生活の両親に支えられて生活している方も多数いらっしゃいます。今後、この自然の流れでいきますと、両親がいずれ亡くなります。となると、残された息子、娘になるか、お子さんがこれからどうやって生きていくのか、単純に考えれば、生活保護者がまた増えるということだろうとは思いますが、これを何とか生活保護者をこれ以上増やさないという意味合いから、今回の生活困窮者支援制度が来年の4月から施行されるわけでありますが、この質問に、最後の一つの例として挙げさせていただきますが、秋田県の最北端に位置する藤里町という人口3,684人の小さな自治体がありますが、これを先進例として紹介させていただきます。

平成20年から町の社会福祉協議会が徹底した戸別訪問調査を行った結果、18歳以上、55歳未満の不就労のひきこもり113人を確認、当時の同年代の人口、藤里町の1,293人の約8.7%がそうだった。調査結果を受けた藤里町では、就労支援のための施設を開設するとともに、ひきこもりの人を一般就労に結びつける取り組みを推進して、効果を上げております。そして、今36人が就労につながったと聞いております。36人と数字は非常に小さいんですが、やれば結果が出る例だと私は思っております。

また、余談ではありますが、皆さん、見た方もいらっしゃるかと思いますが、NHKで「サイレントプア」というドラマを放送しておりました。これは神戸市の社会福祉協議会がモデルとなって、実際にあったことをドラマにして放送したものであります。私は毎週見ておりました。今後でありますけれども、県と社会福祉協議会と勝浦市で連携して、生活困窮者自立支援事業が来年4月からスムーズにいくように、こういう方を一人でもすくい上げていけることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

学校のほうに移らせていただきます。まず、今後28年度の再編に対する郁文小学校と清海小

学校においての父兄の方とか教職員に統合のアンケート調査を行ったと聞いておりますが、その調査結果についてお聞かせください。賛成は何人、やむを得ない、また反対、その他の数、そして賛成の主な理由、反対の主な理由もわかれば教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。アンケートの実施につきましては、昨年7月、今年の1月の2回実施をさせていただいております。昨年7月に行われましたアンケートにつきましては、小規模校のメリット、デメリットについて、どうお考えですかという内容で、保護者及び職員のほうに実施をさせていただきました。その中にいろんな質問項目を設けさせていただいたんですが、その中の質問項目の中に、望ましい学級数はどのくらいだとお考えですかという質問に対して、多くの保護者の方から、2学級から3学級が望ましいと。また1学級当たりの児童数は20人前後が望ましいというふうなアンケートがございました。

それが最初に行われたアンケートでありまして、その後、今年の1月に郁文小学校、清海小学校の保育所保護者、地域の代表の方々に学校統合に関するアンケートを実施させていただきました。郁文小学校の結果につきましては、学校統合に賛成及びやむを得ないが53%ございました。反対が41%、その他が6%でございます。賛成につきましては、地域から学校がなくなるのは寂しいですが、やはり学校として今の現状、児童数を考えれば、学校統合もやむを得ないのではないかというふうに考えるというお答えが多くございました。また、反対につきましては、やはりおらが地域から学校がなくなるのは寂しい、ぜひ地域に学校を残してほしいという意見が多く書かれてございました。

清海小学校のアンケートの結果につきましては、学校統合に賛成及びやむを得ないが83%、反対が12%、その他が5%でございました。清海小学校の結果につきましても、賛成につきましては、郁文小学校にも書かれてあったような、このような状況であることと、今後複式学級になることへの心配ということで、やはり統合もいたし方ないというふうによくの方が考えているということでございました。反対意見につきましても、やはり反対とお答えされた保護者の方々は、地域の中から学校がなくなるのは寂しい、地域に火が消えてしまう、ぜひ地域に学校を残してほしい、地域の拠点となるような、そういったところを今後に残してほしいと、そういった意見が書かれてございました。

以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本譲議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。事細かく説明いただきました。清海小学校が賛成83%やむを得ないという数字であります。実は清海小学校の現PTA会長の話によりますと、郁文小学校の複式学級を見学されて、その状況を見て、これでは子どもたちが学校生活をする上で不便であるし、かわいそうであるということで、そういう理解を示したと伺っております。私が心配しておるというか、私のほうに直接この話を持ってこられたのが、郁文小学校の父兄の方でありますので、これからは郁文小学校を中心に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

昭和48年に公立の小中学校の統合についてという、当時の文部省からの通達があります。この一部を抜粋して読ませていただきます。

「学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、

学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的なふれあいや個別指導の面で小規模学校としての利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合があることに留意すること」とありますが、今の文部省からの通達が生きているのかどうかをお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今は文部科学省ですが、当時の文部省のほうからの通知につきましては、昭和31年の通知、今議員が言われた昭和48年の通知というのがございます。昭和31年の通知につきましては、統合について積極的に統合計画を実施する必要があるということで、昭和31年通知が出ているんですが、その後、昭和48年の通知につきまして、今言われたように、学校の統合につきましては、無理のないよう配慮すること等、通知が出されております。

そして、直近の状況ですが、今年度まだ新しい通知は出ていない状況なんですが、このほどこの通知につきまして、今言われているのは、文部科学省のほうでこの指針を58年ぶりに見直すということが現在言われております。今言われた昭和48年の通知は、当然今も生きている状況でございますが、58年ぶりに今年度見直すということで、また新しい通知が今後出されるのではないかというふうに、今思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 今58年ぶりに今年度見直されるということでありますけど、内容についてはどういう内容かというのはまだはっきりわからないということは、昭和48年の2回目の文部省からの通達は生きているという理解をさせていただきます。となると、郁文小学校の場合、アンケートを見ると、これに当たるのかなと、小規模学校として存続し、充実するほうが好ましいという流れに、私は当たるのではないかと思います。その点でどう考えているかお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。小規模学校のよさということで、それにつきましては、保護者の方、また地域の方からさまざまな意見がございまして、小規模のよさ、メリットというところもたくさんございます。しかしながら、こちら教育委員会のほうでは、やはり子どもたちが教育を受けるに当たって、ある程度の規模が必要ではないのかというふうに考えております。学校のほうからも、競争心が希薄化しているとか、多様な考えや物の見方に触れる機会が少なくなっているとか、話し合い活動に盛り上がり欠けるというふうなお話も学校現場のほうから実際に声が上がっているところでございます。子どもたちのこれからのふさわしい環境ということを考えた場合に、このまま小規模校のままで進めることが子どもたちにとって本当にふさわしい環境なのかどうか、それを考えた場合、こちら教育委員会といたしまして今考えていることは、ある程度一定の規模を持って子どもたちがいろんな考えに触れる、そして切磋琢磨できるような環境にしてあげるのが一番ふさわしいのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 教育委員会が主張するのは、このままだと子どもの数も減って、学校が成り立たなくなってしまうという観点から、統合して、適正規模にする必要があるということでありますけれども、その適正規模というものは一体どういうものなのか。人数的に、もし具体的にわかるのであれば、教えていただきたいと思います。理想とするものです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず、国の定めている適正規模というのがございます。国の定める適正規模は、学級数が12学級から18学級とされています。この基準に当てはまる学校につきましては、市内では勝浦小学校1校のみであります。勝浦市教育委員会といたしましては、児童の教育環境として、保護者のアンケートにもございましたけれども、1学級20人から30人くらいの児童数になるようにと考えております。このような一定の規模があることによりまして、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合って、子どもたちが切磋琢磨する、そういったことを通じて、子どもたちの資質、能力をさらに伸ばしやすくなるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本譲議員。

○6番（根本 譲君） 教育委員会の適正規模というのはわかりました。私は率直な感想を述べさせていただきますけれども、教育的観点からの基準を言っても、実際、行政の効率性の点から導き出されたものじゃないのか。言葉は悪いですけど、気を悪くなさらないでください。行政効率を最優先にして、教育や学校がおろそかにされる町には私は未来はないと思っております。学校の統廃合の問題は、子どもたちの教育問題であることはもちろんでありますけれども、まちづくりの問題でもあるわけでありますので、その点について、これからの統合について、教育長または市長からまちづくりの観点からご答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。今、課長のほうから、適正規模、適正配置という話ございましたが、いわゆる小規模校というのは、小学校であれば、6学級あれば、小規模校なんですけど、現在の勝浦市の学校を見ますと、小規模校は小規模校なんですけども、人数が1学級当たり、先ほども申しましたように、5人とか7人なんです。保護者が学校の現場の先生方、我々も含めてですが、普通ですと1学級20人ぐらいが適正ではないかというふうに考えているわけです。今、本当に過小規模校、極小規模校になっているんです。その辺を考えると、ただ一言で小規模校のよさを生かしてという話になりますと、これは合わないんじゃないかなと私は思っているんです。ですから、いろいろ弊害が出てきているわけです。それを解消してやるのが我々教育委員会の役割、使命じゃないかなということで、もちろん歴史と伝統のある学校ばかりなんですけれども、そこを何とかご理解いただいて、よりよい環境で子どもたちを育てていきたいということが私の考えでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本譲議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。教育長が言おうとすることはわかります。実は余談でありますけど、私の孫が習志野市の幼稚園に通っております。幼稚園の人数はかなり多いんですね。去年の秋、運動会がありまして、「じじ見にきてよ」と言われて、行ってきました。かけっこを見てまして、用意ドンで走るのはいいいんですが、途中で先生がとめるんです。みんな

が一行になつて手をつないでゴールするのにはびっくりしました。以前、前教育長のときにそういう話をされた覚えがあつて、まさかそれが自分の孫が行っている幼稚園でやられているとは、ゆめゆめ思わなく、衝撃を受けて、運動会もそこそこに戻つてきたという覚えがあります。

大勢だからいいとか、そういうものじゃないと、小規模なら小規模で、先生と生徒の信頼関係、また地域と学校との信頼関係が私は勝浦、特に郁文小学校には十分なされて、これが勝小と、過去何度か、3回説明がなされていると言いますが、ちょっと足らなかつたら、見切り発車すると、余計こじれるものもこじれちゃうし、こじれなくてもいいものがこじれてしまつたりしますので、その点、もう少し腹を割って、ましてや、教育課長は郁文小の教頭までやってた方ですから、父兄にはよく思われていると思います。人数的にも少ないんです。集めて話しすると、言いたくても言えない方もいらっしゃると思います。だからアンケートにしたということもありますが、1対1で膝詰めで話しすれば、わかつてくださるんだなと、私はそう思っております。これが何の問題もないということはないかもしれないけれども、うまく統合してもらえれば、再編してもらえればありがたいなと、私としても一般質問で取り上げたかいがあるなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、これは保護者から言われたことなんですけれども、学校運営協議会というのが設置されているということを聞いておりますけれども、これは勝浦市にも設置されているのでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。学校運営協議会、勝浦市につきましては運営協議会という組織までは今現在至っていないというふうに理解しております。学校につきましては、学校評価委員ということで、学校の運営や学校経営につきましていろいろご意見をいただいて、学校運営に生かしていくということで、地域の代表の方、PTAの代表の方、そういった方々を交えて学校評価ということで実施しております。それにつきましては、どの学校についても、全ての学校を実施して、教育委員会のほうにその結果について報告をいただいているという取り組みは行っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 勝浦市学校再編調査検討委員会というのが発足してあるというふうに聞いているんですが、この会は学校運営協議会とはまた別のものであるということで理解はしました。この勝浦市学校再編調査検討委員会のメンバーというのは、どういう方になっておりますか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。メンバーにつきましては、各区長会の代表の方、勝浦地区、興津地区、上野地区、総野地区の区長会の区長会長代表の方、それから各小学校の校長先生、PTA会長、小学校のPTA会長代表の方、学識経験者ということで、元学校の職員であつたり、国際武道大学の先生等、学識経験者として参加していただいております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 今、小学校のPTAの会長もなっているということですが、私が承知している限りは、大体会議が開催されるが、委員への委託は、中学校のPTA会長のみ、小学校のPTA会長は負託されないというふうに聞いているんですけれども、それは間違いですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。当初の要綱では、小中学校のPTA会長3名という要綱を作成してございました。それにつきまして、中学校の統合等の話が大きな柱となりますので、中学校のPTA会長が入っていただくのは、これは当然であろうということで、そうしますと、小中学校PTA会長と書いてありながら、小学校のPTAの会長が会に入れないということで、第1回の会議のときに、委員の方々にお諮りをしまして、そこで小学校のPTAの会長にも入っていただけるように、要綱を一部改正しますということで、委員の方々に了解をいただいて、そのように対応しております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。そういうふうに言っていただけると、そういうのも含めて、郁文小学校が阻害されているんじゃないかという考えもありますので、極端な話、再編という名目だけで、統廃合じゃないか、再編ならば、勝浦小学校、郁文小学校、勝浦小学校の名前を変えろとか、勝郁小学校とか、いや、郁が上だから郁勝小学校だとか、そういう方もいらっしゃいます。また、校歌も新しくしろと、再編だからそうじゃないかと、そういう方もいらっしゃった。これは課長も十分承知しているかと思います。先ほども言いましたけども、なるべく波風立てずに、スムーズに円満になってもらえるよう努力してください。お願いいたします。

最後の質問になります。統合された場合の郁文小学校に限ってですが、登下校時の子どもたちの安全対策についてお聞きいたします。この夏にも岡山のほうで事件がありました。また、ここ二、三日前にも公園で何かあめみたいなのをなめさせられて、睡眠薬なのか、そういった事件もございました。不審者に対する学校の対応を、これからどうとっていくのか。特に郁文に関しましては、学校に行くときには、集団登校になるかと思いますが、下校時には、恐らくばらばらになっていくんだろうと、そういう危惧もありますので、その点、遠距離児童に対しての対応をお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。不審者への対応についてでございますけども、郁文小学校も含めまして、各学校におきましては、毎年不審者に対する避難訓練ということで、警察と合同で避難訓練を実施しているところでございます。また、統合ということ考えた場合には、児童の登下校につきましては、スクールバスを運行する考えでおります。こういったことにより、より安全な登下校ができるようになるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本議議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって、根本議議員の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩します。

午後2時54分 休憩

午後3時05分 開議

〔15番 末吉定夫君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野修文議員の登壇を許します。吉野修文議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 新世会の吉野です。議長のお許しを得たので、通告に従いまして、市長の政治姿勢について質問いたします。

質問に先立ちまして、8月に襲来した台風11号及び12号により、日本列島各地において災害が発生し、死傷者も出ております。また、さきの8月豪雨により広島市民が、9月1日現在72名が亡くなり不明者2名となっておりましたが、昨日1名が発見され、死者73名、その後1名の不明者は捜索活動が続行されているということでございます。亡くなられた方に対し、衷心より哀悼の意を表する次第であります。幸いに当市においては大きな災害もなく、水稻は順調な取り入れが進んでいるところでございます。豊作も予想されております。

さて、質問に移りますが、市長は、平成23年7月31日市長就任以来、3年間で市長選に掲げた政策等、公約のほとんどに取り組み、既に政策の実行が完了したものもあり、その実行力と手腕は、私のみならず、市民の多くの方も高く評価していることと思います。

そこで、次の3点について伺いいたします。

1点目として、任期4年のうち3年が経過した中で、市長みずからの視点での成果、あるいは評価についてお聞かせください。

2点目は、いまだ取り組み中の施策、あるいは今後取り組まなければならない構想中の施策があるかと思いますが、残り任期1年では完了できない施策等について、どのように考えているかお聞かせいただきたい。

3点目は、上野地区、大楠地区で取り組んでいる水田の基盤整備についてであります。昨年6月定例会において、私どもの一般質問で、国・県の補助率85%、残り15%のうち、市が10%補助を明言していただきました。その結果、上野地区では名木・木戸地区圃場整備事業推進委員会を立ち上げ、鋭意推進を図ったところ、地区内地権者68名のうち63名、約92.6%は仮同意をして、現在100%の同意を目指し、推進委員全員が努力しているところであります。

県の説明では、仮同意から本同意と進み、工事着工、そして工事完了までに約6年を要するとありましたが、市長としてこの工事期間について、どのような考えがあるか伺いたい。

大きな2点目につきまして、防災対策について伺いいたします。防災と言いますと、地震及びその地震による津波、台風による風水害、山崩れ、また火災等々、考えられますが、今までにも同僚議員から防災について多々質問があったと記憶しております。今回は、台風等による豪雨によって発生する風水害、山崩れについて伺いします。

冒頭にも申し上げましたが、8月豪雨による広島市の山崩れの報道を見ましても、ひどい惨状であります。各地の現状から見て、当市においても、いつ広島市等で発生した想定外豪雨が発生してもおかしくないと考えられます。しかし、各地で発生している豪雨を見れば、もはや想定外とは言えません。

そこで、次の2点について質問いたします。

1点目は、当市において想定外のような豪雨が発生した場合の対応について、市長の基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

2点目は、被害が発生するおそれのある地区は何カ所ぐらいを想定し、さらには山崩れ以外の被害はどの程度を予想しているか、伺いたい。

登壇しての質問は終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員の一般質問に対しお答えを申し上げます。

初めに、市長の政治姿勢について申し上げます。

1点目のこれまでの3年間の取り組みに対するみずからの視点での成果、評価についてであります。私は本年7月末で、市長就任後丸3年が経過いたしました。3年前の市長選挙での公約は、「勝浦を発展させたい」、「元気な勝浦をつくりたい」という前山口市長の遺志と基本施策を引き継ぎまして、これまで全身全霊、スピード感をもって各施策に取り組んできたつもりでございます。

例を挙げさせていただきますと、1つに産業廃棄物最終処分場の建設反対、残土条例の制定。2つに、防災対策の充実・強化として、津波ハザードマップの作成配布であるとか、緊急避難路の確保や学校の耐震工事の早期完成。また、インフラ整備として、圏央道へのアクセスの向上、すなわち国道297号松野バイパスの早期開通の促進、勝浦駅のエレベーターの早期設置、上水道の未普及地域の解消。そのほかにも駐車場の整備、市民文化会館の建設、保育所の再編・整備、中学生までの医療費の無料化、市長への手紙の創設等々でございまして、全体的に見れば、公約実現の見通しが見えてきたという感触であります。

この評価につきましては、市民の皆様や議会の皆様に委ねさせていただきます。

2点目の残り任期1年では完了できない施策等についてどのように考えているのかについてであります。公約の一つとして企業誘致があります。実際、誘致までの道のりは遠いのですが、第一歩として県と連携を強化し、企業ニーズ情報や企業誘致に関する高度な知識を修得させるため、今年度より職員を県に派遣しております。2年間派遣をする予定です。

以上、申し上げてまいりましたように、前山口市長の遺志と基本施策を引き継ぎ、これまで取り組んできましたが、今の時代というのは、非常にテンポも速うございますし、また、環境や社会情勢も大きく変わってくるということで、3年前では想定できなかった新たな政策課題も出てまいりました。将来の人口減少が予測され、また、少子化が進む中、市の宝である子どもたちの学び舎・中央保育所と幼稚園を一緒にする「認定子ども園」の開設も検討を進めている最中であり、一方で小中学校の統合、そして勝浦若潮高校がこれから3年後に廃止となるわけですが、この勝浦若潮高校跡の施設をどのようにするのかも、検討していかなければなりません。

また、インフラの整備でも、道の駅の開設、土地改良事業、総合運動公園の整備等、これらが今後の勝浦市にとりまして不可欠となるものであり、また、課題でもあるというふうに考えております。

これからの任期残り1年、政策実現に向け、スピード感をもって全身全霊、市政運営に当たりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

3点目の上野地区、大楠地区で取り組んでいる水田の基盤整備に係る、工事期間の考え方についてであります。本市の農業の基幹であります水田農業を振興するには、未整備地域の水田について、一刻も早く圃場整備を実施し、農地の集積・集団化により経営規模の拡大を図り、大型機械による農業経営の効率化を図る必要があるため、県営ほ場整備事業を推進していると

ころであります。

ご質問の工事期間についてであります。県営圃場整備事業の工事実施時期につきまして、通常は、水稻作付期間中には工事を実施できず、作付が終了した9月から2月までの農閑期に工事を実施して行くという年間の工事期間の制約があり、どうしても着工から完了までの期間が長引くこととなります。

現在、事業区域の計画概要が決定されておりましたが、各土地改良事業推進地区では、一刻も早い工事完了を望んでおりますことから、計画が決定され事業採択になった暁には、国・県の予算確保や工事実施につきまして関係機関等に強く働きかけ、工事期間の短縮を目指して参りたいと考えております。

次に、防災対策について申し上げます。

その前に、この夏の、平成26年8月豪雨では、広島県での大規模な土砂災害を初め、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方々の御冥福を謹んでお祈りし、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、1点目の想定外のような豪雨が発生した場合の対応についてであります。大雨警報が発表され、被害の発生が予想される場合には、早目に避難所を開設して自主避難者を受け入れる態勢を整え、防災無線や防災メールにより市民にお知らせをしております。雨が激しくなり、災害が発生する危険性が高まり、土砂災害警戒情報が発表された際には避難勧告を発令し、さらに雨が激しくなり、災害発生の危険性が非常に高い状況、もしくは既に一部で被害が発生した場合には、避難指示を発令することとしております。

しかし、豪雨は局所的に降ることが多く、例えば、勝浦地区は小雨でも、上野地区や総野地区では大雨ということもありますので、災害から市民の生命を守るためにも、基準にとらわれることなく、そのときの状況により空振りを恐れず、早期に避難情報や避難勧告を発令する考えであります。

2点目の被害が発生するおそれのある地区についてであります。土砂災害防止法による危険箇所を想定しております。件数といたしましては341カ所で、そのうちの41カ所は、千葉県が土砂災害警戒区域として指定しております。

また、山崩れ以外の被害につきましては、低地の浸水や道路冠水を予想しており、過去の災害をもとに想定いたしますと、勝浦区の川端川沿いや中島の山下橋を初め、市内で27カ所と把握しております。

以上で、吉野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 大変細かなご説明、ありがとうございました。ただいま市長から3年間の成果についてご答弁いただきましたが、改めてスピード感を持った取り組みに対して、職員一同、市長の意向に沿いましてやってこられた。これは市職員皆さん方に敬意を表するところでございます。

この中で確認していききたいところが幾つかあります。1つは、国道の整備でございますが、松野バイパス、現在既にバイパスの事業がされているところでございますが、一般市民の目線から見まして、やっていることは間違いはないんでございますが、もう少し工事の進みぐあいが

いま一步ではないかというふうに思われているところがあると伺っております。この辺について、どのようなお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 松野バイパスにつきましては、今現在、松野側から、また杉戸側から工事が入っております。松野杉戸間は、全体を4期に分けて、第2工区という位置づけになっております。この第2工区、いわゆる松野杉戸間をまず先にやって、第1工区の松野から白井久保、武大の野球場があるところ、ここに次に入るといような計画ということで、県のほうから伺っております。

たしかに言われるように、松野バイパス、今現在やっている松野杉戸間、一部工事には入っているけども、なかなか工事が進まないだろうということにつきましては、実は私も若干同感といえますか、それを思っております。ただ、県のほうにもちょっとお話ししたのですが、工事をやる時には、地元の企業を育成をするといえますか、予算をどばっとつけて、今回、実は県単でちまちまやるということから国庫補助が付きましたので、ぼんと1億円ついた次第です。これから工事がもっと早く進みますけども、地元業者を育成するというのが大事なので、そこでの調整で、外部から見ると、用地買収も終わっているんだから、あんなの二、三年でできるんだろうというふうに思いますけれども、あにはからんや、なかなかそうも現在いつてないという状況でございますが、県のほうの考え方も若干、地元の業者を育成する必要があるだろうというように、でき得る範囲ということで現在やっていただいているというように状況でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ありがとうございます。もう一つ国道の話で恐縮なんですけど、長生グリーンラインの関連になりますが、茂原一宮道路、これがいすみ市全部ではないんですけども、来ている。その中で、その後はいすみ市の中心から御宿町、当市について結ばれれば、先ほど市長答弁にありましたように、市の発展等についてはかなり有効な道路ができるのではないかと。297と合わせまして128号、これがかなり空港方面へ行くにしても、また297から圏央道に行くにしても、いずれにしても、いい道路になるんじゃないかと。この長生グリーンラインの延長線上にある我が市までの間に、どのようにいすみ市あるいは御宿町との連携を図っていくのか。また、これは市だけの問題ではなくて、国・県の問題になってくるんですけども、この辺との兼ね合わせというか、すり合わせというか、こういうものをどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 長生グリーンライン、こういうような道路をさらに延長するということで、今、夷隅地域が本当に道路整備が取り残されているというふうに私は感じております。いわゆる内房のほうの東関東自動車道館山線、これもでき上がりまして、今どんどん内房のほうが便利になって、夷隅地域が取り残されているということで、実はこの長生グリーンラインを抜けて、いすみを抜け、さらに鴨川市まで、鴨川大原間の高規格道路、これにつきましては、夷隅郡全体の首長と鴨川市の市長が入って期成同盟会をつくって、実は先週も県に対する要望、知事に対する要望、その足で国のほうの国会議員、国交省、ずうっと回ってまいりました。森先生にも一緒に行っていたんですけども、そういうことでお願いをしてまいりました。

今までの鴨川大原間の地方高規格道路、これについては今まで候補路線ということになっているんです。それを計画路線、上に格上げしてくれと。道路整備の順番がいろいろありますので、計画路線で上げてもらいたいというような要望で行ったのですが、実は国交省のほうからは、いや、こういう計画路線だとか候補路線ということではなくて、県の一つの方針で、どういう道路整備、高規格の道路をつくるかというような県のほうの方針でできますというお話も、今まで余り聞いていなかったのですが、こういうありがたい提言もいただきました。

これから、長生グリーンラインからさらに南へ、夷隅地方のほうまで高規格道路を延ばしていくというようなことを、これから県のほうにも強く強く要望しながら、順次整備に入っていければと思っております。いずれにしましても、期成同盟会がありますので、夷隅郡全体の首長、さらに鴨川の市長と一緒に、これからも運動していきたいと思えます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ありがとうございます。今、お答えいただきましたようないい企画がどんどん進んでいければ、我が市も発展することは間違いないと思えます。いずれにしましても、他市町村から当市に入ってまいりますと、県道にしても、国道にしても、市道も含めますが、道路が悪くなる。整備がされてないというのが本当に目につくところでございます。今申し上げた長生グリーンライン、あるいは高規格道路、あるいは297号の松野バイパス、これらが完成した暁には、当市を含めた外房州発展が相当期待されることとございますので、こういう早期に完成するような働きかけを市長の力でもって、政治力を持って県・国に働きかけをお願いしたいと思います。

次に、2点目の取り組みが現在推進中のもの、あるいは市長の構想の中にあるもの、それが残すところ1年で、1年ではなかなか進まないと思えます。この1年だけじゃなくて、その後の市長の考え方、どのように考えているかを伺いたいと思えます。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今現在、私に与えられているのは、この4年の中で、いかに全力を尽くして行かというように、自分自身はそう考えております。ただ、残り1年で、先ほどご答弁させていただきましたけども、幾つか課題があるので、とりあえずそれを緒につけるといいますか、やりながら、残り1年を全力を挙げて、全身全霊、スピード感を持って当たりたいということで、それ以降については今のところ考えてございません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 今の質問はちょっと無理な、なかなか答えにくい部分もあったかと思いますが、いずれにしても、今までどおりスピード感を持ったところで行っていただきたいと思えます。

次に、3点目の基盤整備のお話でございますが、細かく言いますと、従事日数が何日ということがありますが、その辺を外しまして、平均的なことの中で、当市の農業者人口の平均年齢、約69歳と伺っております。この69歳の平均年齢の方が、中には相当高齢の方もいらっしゃるわけですが、今、県のほうの話があった説明も年数で完成を待っているうちには、自分が一生を完成させてしまうという方もいらっしゃると思えます。そういう中で、これも市長の力を持って、国・県に強力に働きかけをしていただきまして、先ほどもご答弁させていただきましたけども、予算の獲得あるいは工事関係の早期な着工、あるいはいろいろな中で、今回も

一部調査費を補正に上げさせていただいて、議会に上がってきているところでございますが、いずれにしましても、政治力を遺憾なく発揮していただき、一日も早く我々も完成を希望しておりますので、この辺を再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この土地改良事業の推進につきましては、私も一刻でも早くこれを完成させたいという気持ちでいっぱいです。先般もある地区の説明会に行ったときも、前の方が、「こんなにかかっちゃうなら、私なんかも生きてられないよ」というようなお話をされたのも、私の耳に非常に印象深く残っておるところでございます。土地改良事業は、この間、県の説明をわきで聞いておりまして、ちょっと遅くなったなという感じがあります。実は私も県に入ったとき、一番初めに辞令をもらったのは土地改良、耕地課です。昭和48年、昭和49年ごろですが、当時は圃場整備事業が県内至るところでばんばんやっているところでありました。このときは、非常に大量な事業だったので、当時の土地改良事業団体連合会、いわゆる土連のほうも人員も非常に多くて、サポート体制が十分とれていた時代です。ただ、今は大体圃場整備事業は終わって、いわゆる再圃場であるとか、小規模の残された地区とか、こういうようなもので、当時は土地改良は原則200ヘクタール以上、県営事業の採択基準で、それを暫定的に100ヘクタール以上ということでありましたけども、今は採択要件が下がっているというようなことで、実際、県営事業でやろうということで、今、勝浦は準備しておりますけども、そういうことで事業がちょっと少なくなってきたせいか、土連の体制なんかもちょっと弱くなってきているなと思ひまして、そこが若干時間がかかる要因なのかなと思っております。

工事については、先ほど言いました農閑期、農繁期、いろいろありますので、工事ができ得る時期というのは限られておりますけども、やはり5年、6年ぐらひはどうしてもかかってしまうというような説明でありましたので、ああ、そういうふうになったのかと感じた次第でございます。

いずれにしましても、補助金であれば、また県なり国なり、いろいろそういうところに要請して、一刻でも早く完成できるように頑張りたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ありがとうございます。私も隣の鴨川市の知り合い等にもお話ししまして、基盤整備の話をする、「勝浦、今ごろそんなことやっているのかい」というようなことを言われたことも確かにございます。今、市長答弁されたように、過去は200ヘクタール、これが今は環境整備事業の一環として、10ヘクタールで一つの区切りができると、そこまで小規模になってきたわけなんで、これによって95%の国・県・市の補助をしていただくということになれば、今やらなければ、ほんとにできないと我々も考えております。これは地権者一人一人を我々も説得しまして、早期に完成をさせていただきたいと思っておりますので、ご指導、ご協力のほうをまたよろしくお願いしたいと思います。

続いて、大きな2点目の防災のほうに移らせていただきます。今回は、風水害ということからの防災のことについてお尋ねしていくところですが、当市の位置は岩盤上に成り立っていると聞いておりますが、地下が岩盤ゆえに、岩盤上に樹生している樹木は地下深くまで根を生やすことができませんので、風水害等によって山崩れを引き起こすのではないかと考えられます。また、今冬の雪害による倒木も、これらが原因ではないかと思ひますが、先ほどの答弁以外に

おける倒木等の被害による交通遮断とか、あるいは増水により地域が孤立されるような場所については、どういうところがあるのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。冠水などによる全面通行どめ、通行不可能のところにつきましては、雨量にもよりますが、過去市内で発生した大きなケースであります。と、串浜新田の生涯大学校前、また、住宅地であります。と、勝浦の駅裏、また興津の新屋敷、上野に行きますと、ミレーニアの上部、台宿の周辺、あそこが低くなっておりますので、その辺が道路の冠水があります。また、上野の宿中も割と低いところでありまして、その辺が冠水するというふうな報告も受けています。特に答弁にもありましたとおり、山下橋や中島橋、その辺も監視はしていきたいというような状況のところであります。

勝浦地区に戻りますと、河川では川端川、そこも定期的にパトロールなど、回っているような状態であります。

倒木につきましては、手元に資料がありません。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 私、以前に区長会に属していたときに、総野地区の区長、いわゆる松野の区長の言葉の中で、総野小学校と松野の診療所がある間あたりが、川の増水によって遮断されてしまうと聞いたことがあります。その中で旧勝浦診療所の跡地あたりが高台ですので、あの辺に避難場所みたいなのがあったら、松野区とすればいんだけどなと、立ち話の中での話だったんですけど、そういうこともありまして、総野小学校、市内から上がっていきますと、小学校を過ぎて、ちょっと下り坂になるというようなところで、よく大雨のときには冠水になるというふうなお話がありましたけれども、あそこが冠水して遮断されてしまうということは、国道297号が使えなくなってしまうということになりますので、その辺、最近の時間雨量何100ミリまでいかなくても、相当の雨が降ったとき、297が使えなかった場合には、どのようなお考えになっているのか、あるいはどのようにしていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。避難できなくなるというのではなく、市長答弁にもありましたとおり、早目に行動を起こしまして、冠水が見込まれ、避難ができなくなるということになる前に避難を促し、現在の指定避難所に避難していただくというような方法で進めていきたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 避難もそうなんですけれども、私が伺ったのは、あそこが遮断されてしまったとき、後の通行が遮断されてしまう、その対応、この辺をどう考えているのかというのが伺いたい趣旨でございます。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。局地的な豪雨は、予想をするのが非常に難しいもので、297が遮断された場合、迂回路の設定というのが非常に難しくなりますので、そこはやはり動かないことが一番安全かなと考えますので、避難場所などに車をとめていただくとか、避難所で待機をしていただくしかほかにはないかと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 297が使えなかった場合、松野バイパスが早期に完成していれば、これが有効な道路になると思いますが、現状では完成するまでにはまだ年数かかるかと思いますが。その辺はそこまでにしまして、あとは市民に避難の知らせめ方、これはいろいろ現在あると思いますが、私がここで一つ伺いたいのは、過去の地震における津波災害でも、ここは、うちは大丈夫だよ、今ここで避難しなくて大丈夫だよという話がある中で、その方たちが被害に遭っている、そういう方が非常に多いと。先般の3.11のときにも私の知っている範囲の中では、当市外のことですが、津波が来るのを海岸線までわざわざ見に行った方が何人もいらっしゃるということも伺っております。この被害の想定をどういうふうに市民に知らしめていくのか。今いろいろなメディア等を使った方法とかありますけれども、幾らそういうものを使っても、俺は大丈夫だよというような考え方が根底にある方を、どのようにしてうまく避難誘導するか、どのような形で、これは一つの大変な難しい問題かと思いますが、考え方、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。神戸総務課消防防災係長。

○総務課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、平常時におきましては、津波避難と大雨避難、これは多少形態は違いますが、例えば大雨でありますと、このたびの広島のようなことが起きないように避難していただけるように回覧を出したところです。そのように、一方向的な回覧や広報紙、これを今までどおり発行し、加えて、双方向的な懇談会のようなもので話し合いを自主防災組織から進めて、それを全体に波及させていくというようなことを考えています。

また、有事の際には、平常時に考えた自助共助の部分を十分に発揮できるように、訓練なども重ねて、住民が速やかに避難できるというような体制をつくっていきたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ご答弁ありがとうございました。なかなか年配の方が、今までそういう被害がなかったから、避難しなくても、俺は大丈夫だというふうに思って、居座ると言う言葉は悪いんですけども、避難しないで被害に遭われてしまうということが非常に多く、今までの報道等でもありますが、今係長おっしゃいましたように、あらゆる機会、よく情報機関を通じて知らせることだけでなく、回覧あるいは直接懇談会があったような場所での事例を上げながら、事細かく避難することが望ましかと思います。これは要望でございますが、そのようなことでお願いして、市民の安全・安心なところを進めていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって、吉野修文議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明9月11日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時45分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問